

第3回定例会議事日程（第3号）

第1 一般質問

高木章次君

1. 川内原発について

- (1) 規制委員会と九電に対する要請書への県民の意見募集は延長運転の賛否に対するものではなかった。県民そして本市市民の賛否の考えを何らかの方法で確認すべきと思うが、市長の考えを伺う。
- (2) 基準地震動が規制委員会の審査会で九電の報告より大きく見直しされ、今後耐震性の確認の審査となる。本市が県の要請書案に対して提出した意見書の「2-(1)-②新規基準による基準地震動の審査等への早期の対応を求めること。」の早期の対応とは安全対策工事を早急に行うことと思うが、市長の考えを伺う。
- (3) 安定ヨウ素剤の配布は希望者の申請数は低下し、申請者の約半分は希望したにもかかわらず受け取れていない。どう改善すべきか、市長の考えを伺う。
- (4) 九電は川内原発を20年運転延長するためには、敷地内か敷地外に乾式貯蔵施設の建設が前提であることを説明しない。このことをどう考えるか、市長に伺う。
- (5) 本市が県の要請書案に対して提出した意見書の「温排水等の影響に係る調査を充実するとともに、その調査内容・結果をわかりやすく説明すること。」とある。調査を充実とあるが、具体的に提案しているのか。膨大な海水の取水排水による影響が延長運転となれば20年続くことになる。県に対して、海水の取水排水による影響評価を求めるべきではないか、市長の考えを伺う。

2. 有機農業拡大と学校給食について

- (1) 地方自治体やJA、生協、市民団体、有機栽培の生産者など学校給食に有機農産物を拡大しようと全国オーガニック給食協議会が6月2日に発足した。まだわずかだが学校給食に有機野菜の使用を始めた本市も参加すべきでないか、市長に伺う。
- (2) 具体的な目標とスケジュールを設定しなければ有機農業の拡大は実現できないのではないか。たとえば来年度から5年間の有機農業実施計画を検討すべきでないか、市長に伺う。

吉留良三君

1. 食のまちづくり基本計画について

- (1) 地産池消の推進の現状と課題について伺う。
- (2) 付加価値向上の現状と課題について伺う。
- (3) 地域の特性を活かした本市の目指す農業の方向性をどう考えるか。

2. 中山間地域の振興について

- (1) 中山間地域を守る対策の強化について
 - ①鳥獣害対策をどのように進めるか。
 - ②道路の補修・改修など、地域環境の整備強化が必要ではないか。

3. 学校の統廃合について

特認校制度など、小規模校の教育効果をどう評価しているか。

中里純人君

1. 環境問題について

- (1) 環境基本計画の基本目標と見解について伺う。
- (2) 海岸の整備について
 - ①「拾い箱」の運用並びに市来海岸への設置について伺う。
 - ②ビーチクリーナーの導入を検討できないか。

2. 消防行政について

- (1) 高齢化の進展で救急需要の増加が見込まれる。消防の体制は十分か。
- (2) 「消防操法大会」の見直しが進んでいるが、本市の現状はどうか。
- (3) 「救急安心センター事業」について本市の見解を伺う。
- (4) 「いちき分遣所」の統合に向けて検討は進んでいるか。

3. 新型コロナウイルス感染症対策について

感染した人が5類移行前より増えている感じだが、公表のあり方が分かりにくいとの声がある。医療機関と協力して把握できないか。また、予防啓発に力を注ぐべきではないか。

大六野一美君

1. 廃校跡地の利活用について

- (1) 廃校跡地は、どの様な形での利用が可能なのか。規制や制限はあるのか。
- (2) 廃校になって早2年になろうとしている冠岳小学校の活用をどの様に考えているか。
- (3) 今まで同様に冠嶽芸術文化村構想と並行して活用していくつもりなのか。
- (4) 今後の学校統廃合により、廃校となる学校が出てくると思うが、今から活用策を考えておくべきではないか。

2. ふるさと納税寄附金の使い方について

- (1) これまで、財源不足に少しずつ分割して充てられている感じを受けるが、寄付者の意思や想いが活かされていないのではないかと。寄付者からも何に使われているのか、よくわからないという声を聞く。市としての活用策の考え方を伺う。
- (2) 大きく見える形で、重要な施策や事業に重点的に充当するなど、思い切った予算を計上すべきではないか。

第 2	議案第 5 0 号	令和 4 年度いちき串木野市一般会計決算認定について
第 3	議案第 5 1 号	令和 4 年度いちき串木野市国民健康保険特別会計決算認定について
第 4	議案第 5 2 号	令和 4 年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計決算認定について
第 5	議案第 5 3 号	令和 4 年度いちき串木野市介護保険特別会計決算認定について
第 6	議案第 5 4 号	令和 4 年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計決算認定について
第 7	議案第 5 5 号	令和 4 年度いちき串木野市水道事業剰余金の処分について
第 8	議案第 5 6 号	令和 4 年度いちき串木野市水道事業会計決算認定について
第 9	議案第 5 7 号	令和 4 年度いちき串木野市下水道事業剰余金の処分について
第 1 0	議案第 5 8 号	令和 4 年度いちき串木野市下水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本会議第3号（9月6日）（水曜）

出席議員 15名

1番	西田憲智君	10番	東育代君
2番	田畑和彦君	11番	中里純人君
3番	高木章次君	12番	竹之内勉君
4番	江口祥子君	13番	下迫田良信君
5番	吉留良三君	14番	原口政敏君
6番	松崎幹夫君	15番	福田清宏君
7番	田中和矢君	16番	濱田尚君
9番	大六野一美君		

欠席議員 1名

8番 中村敏彦君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	石元謙吾君	主	査	神藺敦子君
補	佐	岩下敬史君	主	査	福谷和也君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	中屋謙治君	消 防 長	下池裕美君
副 市	長	出水喜三彦君	農 政 課 長	久木田 聡君
教 育	長	相良一洋君	学校給食センター所長	吉永康彦君
総 務 課	長	岡田錦也君	シティセールス課長	長崎 崇君
企 画 政 策 課	長	山崎達治君	都 市 建 設 課 長	吉見和幸君
財 政 課	長	立野美恵子君	市 民 生 活 課 長	西久保敏彦君
市 来 支 所	長	橋口昭彦君	水 産 商 工 課 長	福山昌浩君
教 育 総 務 課	長	吉永康彦君	健 康 増 進 課 長	猪俣勝人君

令和5年9月6日午前10時00分開議

△開 議

○副議長（松崎幹夫君） 濱田議長が所用のため欠席いたしておりますので、議長に代わりまして議長職を務めさせていただきます。

これから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○副議長（松崎幹夫君） 日程第1、一般質問を行います。

これより、通告順により、順次質問を許します。

まず、高木章次議員の発言を許します。

[3番高木章次君登壇]

○3番（高木章次君） 通告書に従いまして、質問をします。

まず、川内原発についてです。

その1、塩田知事は5月26日、川内原発の延長運転について、「県民投票でマル・バツを聞くよりは、県民の意見を具体的にしっかり聞いたほうがいい」と発言され、県は6月15日から7月14日まで、原子力規制委員会と九州電力に提出する要請書案に対する意見を募集しましたが、技術的なもので、延長運転の賛否を問うものではありませんでした。技術的専門性の高い内容であったことからだと思いますが、提出された意見はわずか76件でした。また、原発から30キロ圏内の9市町からも意見が出されていますが、本市の意見にも賛否の文言は含まれていません。

県民投票を求める署名運動があり、早ければ9月県議会で審議されることとなります。県民投票が実施されることになればよいのですが、否決された場合は、市長たちが言われていたように、パブリックコメント、公聴会、アンケートなど、何らかの方法で賛否の確認が必要だと思います。県レベルでできなければ、本市レベルでも取り組むべきだと思います。市長の考えを伺います。

これで壇上からの質問を終わります。

[市長中屋謙治君登壇]

○市長（中屋謙治君） おはようございます。高木

章次議員の御質問にお答えをいたします。

川内原発の20年延長に係る県民意見の把握についてであります。

県においては、原子力規制委員会及び九州電力に対する要請書案について県民に意見募集するとともに、本市を含むUPZ内の関係9市町に意見を求められたところでもあります。

本市といたしましては、市内の14団体と意見交換会を実施し、川内原発の運転期間延長などを含めた原発に対する幅広い御意見をお伺いいたしました。そして、そのことを踏まえ、県に対して、本市の地理的状況や漁業海域、電源地域振興の点から、立地市と同様に住民の深い理解と信頼を得るべき地域である、このことを理解していただく必要がある、そういった観点で、今後の原子力行政について、まずエネルギー施策、次に安全確保策、三つ目に防災対策、四つ目に環境保全対策、そして最後に電源地域の振興という、この五つの要望項目から成る意見書を提出したところでもあります。

現在、川内原発の20年延長の是非に関する県民投票条例の署名の審査が行われていると思っておりますが、直接請求に必要な有効署名となった場合には、県において県議会定例会で審議されるものと考えております。

○3番（高木章次君） 本市の意見は、9市町の中でも最も充実した内容だと思っています。こういうような内容を提出していただいて、私としては大変ありがたいと思っています。案の段階で議員全員協議会にも諮っていただいて、私も意見を述べさせていただきました。反映もされていると思っています。ただし、賛否については触れられていないんです。それは当然だと思います。それは、賛否を問うような意見募集ではないからですね。

それで、私の壇上での質問に結局まだ答えられていませんが、今後、県議会で必ずや審査されると思います、県民投票のことについて。それで、県議会が賛成すれば県民投票になりますが、否決される場合も当然ながらありますので、その場合どうするかということですね。

早ければ9月の県議会の中で結論が出るというこ

とになります。本市として、それでは12月の市議会まで待てるのかということもあります。本市として、もし県民投票が実施されないということになればどうすべきかということも考えておく必要があると思っています。現実的には非常に難しいのではないかという意見もあります。ですから、知事が言われていた延長運転の賛否をきちんと聞くパブリックコメント、公聴会、アンケートなどが必要だと思っています。

塩田知事が5月26日、「県民投票でマル・バツを聞くよりは、県民投票の意見を具体的にしっかりと聞いたほうがいい」と発言されていますが、これは実行されていないということでよろしいでしょうか。

その二つ、今二つ質問しましたので、お答えをお願いします。

○市長（中屋謙治君） 壇上からも申し上げましたけれども、我々は、県のほうから意見照会がありました。これについて、今おっしゃいますように、運転延長だけではなくて、この問題だけではなくて、原発に関連する幅広い問題を市内の14団体の皆さん方に御意見をお伺いして、そして県が求めた要請書、九州電力とそれから原子力規制委員会、ここに出す要請書案にという、これからするということ少し枠を外れているのかもしれませんが、我々とすればこの原発に対する幅広い意見を県のほうにお届けをすると、これが必要であろうということで、今回こういう手順を取って県のほうに出したという、こういうことですので、これ以上の、我々とすれば、今朝の新聞にも出ておりましたけれども、原子力規制委員会の、あるいは九州電力のという、こういう記事が出ておりました。県のほうが県民投票条例をどのような形にするのか、間に合えば9月議会、審議されるであろうという、こういったコメントも出ているようでございます。今後の推移を見守るということになるかと思っております。

○3番（高木章次君） 二つ目の質問、県民投票でマル・バツを聞くよりは県民の意見を具体的にしっかりと聞いたほうがいいと、これについては延長運転の賛否を聞いているわけではないので、実行されていないということでもよろしいでしょうか。お答えく

ださい。

○市長（中屋謙治君） 県知事が具体的にどういう作業をされた、あるいはどういう事務手続をされたと、そのことはともかくとして、繰り返しになりますが、私どもとすれば、運転延長の可否だけではなくて原発に関わる幅広い問題を提出しましたという、こういうこととございます。

○3番（高木章次君） それでは、この問題はこれ以上時間を使っても前に進まないと思いますので、次の質問に移りたいと思います。

基準地震動が原子力規制委員会の審査会合で九州電力の報告より大きく見直され、今後、耐震性の確認の審査となります。

これなんですけれども、基準地震動が決まったからといって審査が終わるということではなくて、まだまだ設置許可申請書の中身の審査が続くということになっています。それが4月20日までに認可されないと、原発は止まるということになっております。

それで、本市が県の要請書案に対して提出した意見書の中に、新規制基準による基準地震動の審査などへの早期の対応を求めることと書かれています。これなんです、早期の対応とは安全対策工事を早急に行うこととと思っているんですが、市長の考えをお伺いします。

○市長（中屋謙治君） 基準地震動の対応ということとあります。

県のほうに出しました意見書の中に、新規制基準による基準地震動の審査等への早期の対応を求めることという、こういうことで県のほうに要請をいたしております。このことについては、先の6月議会でも答弁をしたと思っておりますが、令和3年4月ですので2年前になりましたでしょうか、原子力規制委員会は耐震設計方針に関する審査ガイドを改正し、震源を特定せずに策定する地震動の影響について新たな手法で評価し、必要に応じて対策を取ることが発電事業者、すなわち九州電力へ求められましたという。これを受けて、九州電力は新規制基準に基づき新たな地震動を策定、去る7月28日、原子力規制委員会の審査においてその基準地震動、いわゆる耐震設計の目安となる地震の揺れ、これがおおむね妥当

だという、こういうふうにされたところであります。

私といたしましては、原発、いつも申し上げております、まずは安全確保、これ大前提であります。今回の意見書においても、新規制基準による基準地震動の審査等への対応、そしてこれに伴う必要な耐震工事、これを早期に進めていただくよう要望したという、こういうことでございます。

○3番（高木章次君） 私としては、この文章を読みまして、安全対策工事が終わるまでは運転するべきではないという非常に適切な意見かなと思ったんですが、そういうこととして理解してよろしいのでしょうか。

○市長（中屋謙治君） 今朝の新聞にもこのことは、原子力規制委員会のコメントが出ておったと思います。規制委員会では、新規制基準に伴う対策と運転期間延長、これは別の手続ですよという、こういうことがまさに今朝の新聞、原子力規制委員会は運転延長とは別の手続だという立場、このことが今朝のまさに新聞で出されておりますので、我々とすれば、それをもって考え方とすれば、この運転延長と今の基準地震動、この審査の問題は別に処理をされると理解をいたしております。

○3番（高木章次君） この問題なんですけれども、私のほうも原子力規制庁には電話で確認はしているんですけれども、制度的には延長運転と標準応答スペクトルに基づく基準地震動の関係は別であるという説明はするんですが、それでは無視をしてもよいのかと聞くと、返事は返ってこないんですね。

それで、実際にその耐震上問題がないかというのを全ての機器について調べ直して、安全対策工事の計画を立てると、実際に安全対策工事をすると、それは承知しているわけです、原子力規制委員会も九州電力も。それで、基準地震動のほうの審査会合、7月28日の最後ですが、石渡委員が、鉛直方向が特にかなり大きくなったと言われております。これから、かなり大きくなった基準地震動を実際に安全性の確認にどう反映させるかということになります。ですから、まずは4月20日、止まるのか止まらないのか結論も出てないですし、今後、安全対策工事が終わらなければ延長運転に入ってはいけないという

ことになる可能性もなくもないんです。実際にきちんと議論はまだされていない段階です。なので、市として強く、大きくなった基準地震動に基づいての安全対策工事が終わるまで運転に入ってはいけないと要請をするべきだなと思っていますが、いかがでしょうか。

○副市長（出水喜三彦君） 先ほどもございましたとおり、原子力規制委員会におきましてはこの基準地震動に関する規制、それから運転延長に関する規制、それぞれにおいて別の枠組みで審査がなされると、そういった状況にあります。

それぞれ専門的、科学的な見地の中で規制に基づき判断されるものでありますけれども、その上でも、この工事の終了まで求めるか否か、ここの審査の順序、それからその対応、延長との関連、ここにつきましても、まさに原子力規制委員会の科学的、技術的観点から審査がなされると、市としてはそのように捉えております。

○3番（高木章次君） 県の分科会、専門委員会では、この基準地震動については全く議論されていないんですね。九州電力も原子力規制庁も報告をしていないわけです。今後、専門委員会で九州電力や原子力規制庁から報告があり、議論になると思います。ぜひ、市としても注目をしていただきたいと思っています。よろしくをお願いします。

それでは、次の質問に移ります。

安定ヨウ素剤の配布なのですが、希望者の申請数が低下しています。そして、申請者の約半分しか、希望したにもかかわらず受け取れていません。それで、昨年度の配布状態ですが、9市町で合計239人が受け取っています。問診票を送付した人数が443人です。半分しか受け取れていません。本市については、78名が問診票を受け取り、実際に受け取ったのは43名でしかありません。これでいいのでしょうか。全く改善されていません。

以前も質問をしていますが、新潟県、安定ヨウ素剤の事前配布について、現状は30キロ圏、郵送と薬局と説明会、希望される方法で受け取れますとしています。そして、申請についてはいつでもどうぞ、期限はつけていません。住民本意なんですね。そし

て、申請の条件、これも住んでいればいいんです、30キロ圏内に。そんなに条件ないんです。全く違うんですね。

私のほうは、県に延々と要望はし続けてきていますが、何ら改善する見込みがありません。ですので、これから一体どう改善するべきなのか。改善するべきだと思いますが、市長の考えをお伺いします。

○市長（中屋謙治君） 安定ヨウ素剤の事前配布の件であります。

状況を、少しデータを申し上げますと、申請された方が、私どもの手元の資料では、令和3年、一昨年度が47人申請されて、実際受け取った方が20人、そして昨年、令和4年度が80人申請されて43人が受け取られたという、こういうことで聞いております。

この数字を見ながら、せっかく申請をされたのに、およそ半分の方しか受け取っていらっしゃらないなという、そういうことで感じたところではありますが、どういった事情で受け取りに来られていないのか把握はできておりませんが、令和4年度から、それまでは2日あった事前配布の機会というのが1日になっているようでございます。たまたま当日都合が悪くて出席できなかったと、こういうケースもあるかと思いますが、別の日に受け取ることができないのか、このことについては県とも協議してみたい、このように思っております。

○3番（高木章次君） この申請者数の約半分しか受け取れないことについてはもう延々と、おかしいと、改善してほしいと要求をし続けてきています。具体的にどうすれば改善するのかというのは、こちら側から提案しない限りは返事は返ってこないと思います。こうすると、こういうふうにしてほしいとこちら側から要求するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（中屋謙治君） 先ほど申し上げましたように、これまで2日受け取りの配布会というのがあったのが、令和4年度から1日になっているという、こういうことでありますので、こういったことも影響しているのではなかろうかと。それ以外の方法があるのかどうかを含めて、県のほうには話をしてみたいと思います。

せっかく申請をされて受け取らないという、その後何か事情の変化、状況の変化があったのかどうか、この部分についてははしようがないとしても、申請をして、やはり安定ヨウ素剤、手元にあったほうがいいという、こう思われた方の半分しか手元に届いてないというこのことについては、何なりの手だてをすべきではないかと、このことは県と協議をしてみたいと、このように申し上げております。

○3番（高木章次君） それでは、今後の市の取組を期待したいと思いますが、もうこれが最後だと、次に要望して何らの改善がなければ、もう市独自でやるぞということにぜひしていただきたいと思いません。

申請者数、問診票送付人数、配布人数ですが、確認をもう一回したいと思います。2021年度の申請者数は47名、問診票の送付人数44名、配布人数20名、昨年度、2022年度、申請者数が80人、それで問診票送付者数が78名、配布人数43名です。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

九州電力は、川内原発を20年延長するためには、敷地内か敷地外に乾式貯蔵施設の建設が前提であると思っています。しかし、九州電力は説明しません。

この点ですが、NHK鹿児島5月23日の報道ですが、川内原発の使用済核燃料は、1号機と2号機ともに容量のおおよそ7割ほどに達していて、運転を続けた場合、1号機でおよそ11年、2号機はおよそ4年で満杯になるということです。ですから、乾式貯蔵施設、建設しなければ確実に運転が止まるわけです。

玄海原発のほうは、既に建設が始まっています。この乾式貯蔵施設のことをきちんと九州電力は説明するべきだと思います。

乾式貯蔵施設なのですが、ここに使用済み核燃料を貯蔵したとして、一体いつ搬出されるのかということになります。基本的には六ヶ所再処理工場に搬出することになっています。ところが、1997年に完成する予定が、いまだに完成していません。26回延期しています。来年の上半期、9月までに完成させるということになってはいますが、誰もそれを信用する人はいません。既に日本原燃の社長は、守れない

というような可能性について発言をしています。ですから、乾式貯蔵施設のことを全く無視して延長運転を進めるということは、あり得ないと思っています。市長の考えをお伺いします。

○市長（中屋謙治君） 現在のところ、先ほどありました20年延長、このことについても結論が出ているわけではございませんし、またこの乾式貯蔵施設、これに関する報道情報というのもない中で、現時点、意見を述べることはできないと思っています。そういう段階ではないと思っています。

○3番（高木章次君） 乾式貯蔵施設については、今、手元に資料を用意してないんですが、1回九州電力社長が発言をして、大きく記事にはなっております。ところが、延長運転と絡むのでまずいということだと思いますが、すぐに引っ込めたんですね。それっきり九州電力は発言しようとしません。おかしなことだと思います。ぜひ九州電力にどうなっているのかと質問をしていただきたいと思っていますが、質問していただけないでしょうか、お伺いします。

○市長（中屋謙治君） 先ほど申し上げたような状況の中で、このことについてどうこう、そういう段階ではないと思っています。

○3番（高木章次君） それでは、次に進みたいと思います。

本市が県の要請書案に対して提出した意見書の中に、温排水などの影響に関わる調査を充実するとともに、その調査内容、結果を分かりやすく説明することとあります。調査を充実と書いてありますが、具体的な内容について提案をしているのでしょうか。

膨大な海水の取水、排水による影響が、延長運転となれば20年続くことになります。これを心配されているんだと思います。県に対して、海水の取水、排水による影響評価を求めるべきではないかと思います。市長の考えをお伺いします。

○市長（中屋謙治君） 県のほうに出したその意見というのは、先ほど申し上げたような経緯で出ております。意見交換会、この中で温排水の調査海域を拡大してほしいという、こういった御意見等もありましたので、このことを踏まえて、意見としては

出しましたという、こういうことでございます。

○3番（高木章次君） 取水、排水、温排水が大量に出てくるんですが、悪い影響があるから漁業者の方が心配されると、漁業補償もあったわけですが。20年も延長するというのであれば、今までの状況の報告、本当に調査の範囲、内容が適切であったのかというのは、きちんと県が調べて公表するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（中屋謙治君） 温排水を含めて、いろんな形でこれまで調査をされてきております。県におきましては、川内原発周辺地域の住民の安全確保、環境保全を図るためのこういった対策を協議する場という、これは年4回ございます。昭和57年11月から、原子力安全対策連絡協議会という組織でもって年4回開催をされております。この協議会では、温排水の影響調査、それから環境放射線の調査結果、原発の運転状況、こういったものが報告をされております。そして、この結果につきましては、県のホームページ、原子力だより、こういうもので公表されていると理解をいたしております。

○3番（高木章次君） 今後20年、一体どうなるのかということだと思います。これについては明確なる発表はないと思います。今後とも、市長に、市もこの取水、排水、温排水の問題については厳しく県の調査内容について要求をするということをお願いしたいと思います。

次に進みたいと思います。

有機農業の拡大と学校給食について。

その1、地方自治体やJ A、生協、市民団体、有機栽培の生産者など、学校給食に有機農産物を拡大しようと、全国オーガニック給食協議会が6月2日に発足します。まだわずかですが、学校給食に有機野菜の使用を始めた本市も参加すべきではないかと。参加費は2万円だそうです。様々な有益な情報ももらえるのではないかと思います。市長にお伺いをします。

○教育長（相良一洋君） 全国オーガニック給食協議会への参加についてでございます。

本市の学校給食の食材調達においては、市総合計画基本計画、教育振興基本計画のほか、第2期食の

まちづくり基本計画を踏まえ、地元食材の積極的な活用の推進に努めているところでございます。また、有機農産物の利用については、本市では有機JAS認証を取得した農家で、学校給食センターに納品できる生産者は1名しかおらず、年間を通した学校給食に必要な数量の確保が難しいことから、それぞれの野菜の収穫時期に合わせて、まずは1週間ほどの短期間利用の推進に努めております。

このような取組を進めておりますが、学校給食に有機野菜を安定的に供給できる生産体制が確立されていない中では、今のところ、全国オーガニック給食協議会への参加は考えていないところであります。

○3番（高木章次君） まだこれからだということのようですが、そんなに控え目といたしますか、気にしないと、堂々と参加をされていいんだと思います。

薩摩川内市では市民団体が参加しています。薩摩川内市ではまだ全く利用されていないということですが、胸を張って参加できると思いますので、ぜひ今後とも検討を続けていただきたいと思います。

次ですが、具体的な目標とスケジュールを設定しなければ、有機農業の拡大は実現できないのではないかと考えております。例えば、来年度から5か年間の有機農業実施計画を検討するべきではないかと思っております。これは、南さつま市が有機農業実施計画というのを発表されています。3月です。それで、5か年計画ですが、資金計画というのもきちんと掲載されています。やはり具体的に目標設定、予算を組み込むというようなことがなければ、なかなか前に進まないのではないかと。現実的には非常に難しいと。難しいというレベルでとどまらないためには、具体的な計画を立てる、検討するということが非常に重要なのではないかなと思うんですね。

「食のまち いちき串木野市」と宣言していますので、ぜひ検討すべきだと思いますが、市長にお伺いします。

○農政課長（久木田 聡君） 有機農業拡大のための有機農業実施計画についてであります。

有機農業実施計画につきましては、農林水産省が策定いたしましたみどりの食料システム戦略を踏まえ、有機農業に地域ぐるみで取り組む自治体がモデ

ル事業として行いますオーガニックビレッジ宣言の申請のために作成されるものでございます。

現在、鹿児島県内では、南さつま市をはじめ4自治体が取組みまれています。5年後に目指す目標を設定し、有機農産物の生産、流通、加工、消費等の拡大に向けた取組を計画的に行うもので、初年度から3年間活用できる補助制度が設けられております。

有機農産物を生産する農家の認証制度として、有機JAS認証制度があり、本市では5経営体が認証を受けておりますが、有機農業実施計画については、現在、新たに有機JAS認証に向けて取組みまれている方が加わり、さらなる拡大を図るタイミングで策定し、補助事業を活用して事業を実施したいと考えているところであります。

また、来年度、有機農業に取り組むきっかけをつくるための事業として、現在実施している市民農業塾において、畑作での有機農産物の生産について講座を設け、鹿児島県が作成した有機栽培の手引を基に、市の営農指導員が基本となる土づくりや活用できる生産資材を教えながら、生産の実施を行いたいと考えているところであります。

○3番（高木章次君） 県のレベルも大変結構だと思いますが、ぜひ市のレベルで5か年計画を策定していただきたいなと願っています。

今後ますます有機農産物に対する関心度は高まってくると思います。そのときに我が市では、本市ではこういう計画に基づいてやっていますと説明できるのが望ましいと思います。食のまちです。本市の計画はこうですと。自治体ごとに様々に状況は違っていると思います。本市の状況はこうですと。そのため本市はこういう取組をしますと説明できる。それは本市の住民に対して、農家に対して説明できるということが望ましいんだと思います。今すぐに結論を出してくださいとは言いませんので、ぜひ来年に向けて検討をしていただければと思っています。

有機については、なかなかその準備期間がかかる。何年も、有機と言えるようなものを作るには時間がかかるということがあります。本市外から有機のものを購入するというのも別に悪いことではな

いと思っています。子どもたちはどんどん大きくなります。あまりにも準備期間が長ければ、結局その有機のものを食べられないまま卒業するということになります。非常に残念です。ですので、よろしく今後ともお願いします。

○副議長（松崎幹夫君） 次に、吉留良三議員の発言を許します。

[5番吉留良三君登壇]

○5番（吉留良三君） おはようございます。

異常な暑さが続いております。しかし、朝晩は少ししのぎやすくなりましたし、私の周辺では虫の音が大きな声で鳴いていて、季節を感じる気がします。

さて、近年の気温上昇や台風の強大化など、気候変動による気象の変化が農業生産などに深刻な影響をもたらすようになってきました。昨日も同僚議員が言われましたが、国連のグテーレス事務総長は、「温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が来た」と述べています。気候危機は私たちの目の前に現れていると思います。加えて、インドや中国など発展途上国の人口爆発、これらの国による食料輸入の増大、円安やウクライナ戦争などによる食料品や肥料などの高騰があります。まさに国産国産、地産地産、地域循環型経済の構築が生きる道ではないかと思えます。まさに、このピンチをチャンスに変えられるかが、今後、地方再生や中山間地を守るにかかっていると思うところです。

そのような観点から何点か伺います。

13年前の2010年10月11日、いちき串木野市食のまちづくり宣言が発せられて、一つ目に、食材・食品を磨き育て、地産地消を進め、産業の振興に取り組みますとされました。今年2月28日には、第2期食のまちづくり基本計画が策定されたところです。

そこで改めて、市政における食のまちづくりの位置づけについて、まず市長にお伺いしたいと思います。

[市長中屋謙治君登壇]

○市長（中屋謙治君） 吉留良三議員の御質問にお答えをいたします。

本市における食のまちづくり、それから地産地消ということをおっしゃいました。

本市は幸いなことに、つけ揚げ、まぐろ、ちりめん、焼酎、サワーポメロ、こういった様々な特産品がございます。食資源が大変豊かなところでございます。これらの食に関連する産業も盛んであり、このことから、本市では食を核としたまちづくりを進めており、まさに食のまちづくりであります。具体的な施策につきましては、食のまちづくり基本計画をしたため、計画に沿った取組を進めているところであります。

先ほどおっしゃいましたように、昨年度、第2期の食のまちづくり基本計画を策定し、産業振興、情報発信、健康増進、こういった取組など、食を通した様々な活動によって、それに関わる市民が生き生きと輝き続けられるよう、持続可能な食のまちづくりの展開、これを目指しているところであります。

中でも、地域で生産されたものを地域で消費する、いわゆる地産地消の取組は、地域経済の活性化等々につながる重要な施策であると認識をいたしております。第2期計画の中におきましては、学校給食での地元食材の利用促進、市民への地元食材の利用を促すPR、こういったものに取り組み、このようになっているところでございます。今後も一層の推進を図ってまいりたいと考えております。

○5番（吉留良三君） 今、市長が言われましたように、食のまち、私はもう、いちき串木野市の現状からしてこれをどう進めていくか、これをどう具体化していくかにかかっているような気がします。そのために一緒に頑張らなければと思います。

そこで、地産地消の促進の柱に、学校給食での地元食材の利用促進とあります。学校給食の地元食材使用促進は、地産地消の柱の一つになり、安定的な生産体制の確立に資すると思います。しかし、本市の野菜、果物の地元産利用率が低過ぎるのではないかと思います。現状はどうでしょうか。

○学校給食センター所長（吉永康彦君） 学校給食における野菜、果物の地元産利用率についてであります。

野菜、果物の地元産利用率は、重量ベースで申し上げますと、令和3年度は使用量が2,334キログラムで利用率は4.5%、令和4年度は使用量が1,619.8キ

プログラムで使用率は3.3%となっております。

○5番（吉留良三君） 先ほどの高木議員の有機食材のことも非常に低いし、年間数日の利用ということもありましたが、あまりにも低過ぎるような気がします。4.5%なり3.3%、もっともっとこれを利用できる体制の整備、そのために、同じようなことですが、安定的な野菜供給体制の整備を構築することで今後の利用率を高めていくしかないと思うんですけど、これについてはいかがでしょうか。

○農政課長（久木田 聡君） 学校給食に納入する生産者、これを増やしていくための体制についてであります。

学校給食への納入は、今年度はカボチャ、馬鈴薯を市内の農業者が局所的に実施しているところがあります。秋以降も、根菜類や果物等の供給を計画しているところがあります。

学校給食に納入する生産者の取組につきましては、生産計画の調整や価格面などの課題はありますが、地元農産物の学校給食への納入は、本市農業生産の振興や食育の面からも必要と考えることから、生産者グループの立ち上げなど、生産者の協力体制の整備について今後検討してまいりたいと考えております。

○5番（吉留良三君） 今、課長が言われたように、生産者グループをしっかりと立ち上げて、これは行政も生産者も協力しているでしょうけれど、そういう安定的に供給する体制をつくって、市価との関係等含めてあるかもしれませんが、それはそれでまた協議をしながら、本市の産業を育てていく、農業を育てていく、そういう観点からも対応を考えていけばいいんじゃないかと思えます。ぜひこのことは、現地といいますか生産者との協議を含めて進めていただきたいと考えます。

次に、市民への地元食材の利用促進というのがあります。しかし、まだまだ市民意識が盛り上がっていないように思われます。

例えば、地元のスーパー、JAなんかも含めて地元産のコーナーもありますが、地元産の占める割合、さらに直売所もありますけれど、直売所の消費量が分からなければ登録者数等はいかななものでしょう

か。

○農政課長（久木田 聡君） 直売所等の登録者数についてでございます。

大里の季楽館の市内出荷登録者数は、個人が107人、団体が6団体、市外はゼロ人です。Aコープ串木野店は、市内登録者のみで45人、えびす市場は、市内登録者が77人、市外が3人となっております。

地元産農産物につきましては、安くておいしいということで大変好評を博しておりますが、3か所とも地産地消を売りにする直売所であるため、原則、市内の方を登録するというところになっていてございます。

○5番（吉留良三君） 今後の農業の振興の中も含めて、その後の課題にもちょっと入っていますけれど、ぜひそういう生産者を育て、そしてなるべく地元のおいしい野菜を集め、そういうところに出荷しながら、生産者も地元も、そして地元食材を利用するという意識を高めていくことが大事なかなと思います。

日置市の江口蓬莱館に、東市来の尾木場集落が、直売所に持ち込めない高齢の方々の生産物を地域でまとめて集荷をして出荷していると思うんですが、こういう取組も地域の活性化、それから高齢者の生きがいがづくり、さらにそういう生産者を守り育てていくということになると思うんですが、今後、本市としても参考になることかなと思いますが、いかがでしょうか。

○農政課長（久木田 聡君） 尾木場集落があります日置市高山地区では、平成25年に地区公民館でNPO法人ががんばろう高山を立ち上げ、農産物の集荷と出荷、コミュニティバスの運行、廃校を活用したイベント等を住民主体の共生・協働の活動として総合的に実施しておられます。江口蓬莱館への農産物出荷については、NPOが保冷車を購入し、週に2回地区内を回って、生産者が各公民館に持ってきた野菜を集荷しております。

本市のまちづくり協議会等で同様の取組ができるのか、今後研究してまいりたいと思います。

○5番（吉留良三君） 市民意識といいますか、市民が地元の農産物や様々な商品等をなるべく地元で

消費しようという意識の向上が非常に大事ななところでもあります。

本市では、「本格焼酎による乾杯を推進する条例」というのもつくっていると思うんですが、これも地元焼酎でやるべきじゃないかと思ったり、さらに私の知り合いで大変お酒が好きな方が、これまで何か雰囲気なんですかね、地元焼酎じゃなくてほかの焼酎を飲んでた、しかしよく考えれば地元焼酎も変わらないおいしいよねということで、今、切り替えて地元の酒店で購入して、地元産愛用運動に参加していますが、そういうことを含めて、何か地元の焼酎をもっと。何かお店屋さんで聞くと、酒造りの人たちも地元のを買わないのよね。それは好みがあるから言えないことですけど、しかし私たちみたいにあまりよく分からない、焼酎でよければいいという人も結構いると思うし、そう言われると、地元産を、地元産をとというのをもうちょっとPRをして、市としても勧めるべきじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○市長（中屋謙治君） 焼酎で乾杯条例、今年でちょうど10年になるかと思えます。

今ありましたように、壇上からも申しあげましたように、地産地消、地域経済の活性化等々、様々な面においてプラスがある、メリットがあるんだ、このことをやはり市民にしっかりと、昨日も申しあげましたけれども、市民一人ひとりが自分事としてこれを捉えて取り組んでいく、このことが大事ではなからうかと思っておりますので、今後、この地産地消の必要性、重要性という、このことを整理しながら、市民に分かりやすく認識してもらおうような、こういう取組、必要であろうと思っております。

○5番（吉留良三君） 私どもは、先進地視察で今治市に行ったんですが、これは一つの例ですけど、地産地消を今治市も一生懸命進めていまして、地産地消推進協力の店という認証制度とかをつくっています。またそういうのも含めて、今後ともぜひ地元をなるべく使おうと、外から稼いできて地元から出さないぐらいのことで地域を循環させることが地域を守ることになるかなと思っておりますので、それを一層進めていただきたいと考えます。

それから、次です。

付加価値の向上ということも書かれています。どのような形で付加価値の向上を考え進めているのか伺います。

○シティセールス課長（長崎 崇君） 地元産品の付加価値の向上についてであります。

第2期食のまちづくり基本計画においては、サワーポメロをはじめとする地元の食材のブランディングや、ECサイト等の販路開拓によりまして、付加価値の向上に取り組むこととしております。

○5番（吉留良三君） そのような形でぜひ進めてほしいですし、本市の持つサワーポメロとかつけ揚げなどの地元食材のブランド化についてはどうでしょうか。

○シティセールス課長（長崎 崇君） サワーポメロにつきましては、ある一定以上の品質と認められたものに対し、本市の独自ブランド、サワーポメロ極みとして認証を行い、通常のサワーポメロとの差別化による付加価値の向上を図ってまいりたいと考えております。

また、販路開拓につきましては、食に対する意識の高い消費者層をターゲットとしているECサイト、かごしまぐるりというのがございます。こちらと連携してPR、販売戦略に取り組んでまいることとしております。本市独自のPRキャンペーンを展開することで、市内の生産者や事業者のこだわりを特設サイト内でしっかりと紹介し、その商品の付加価値の向上に努めてまいりたいと考えております。

○5番（吉留良三君） いろいろ進められていますが、私ども産業教育委員会は、5月に先進地視察で松浦市に伺いました。ここは、松浦市産品戦略推進事業で、アジフライの聖地として宣言して、水揚げ日本一のアジフライを大きく取り上げて、聖地という呼び方でアピールを強めて、さらに加えて農産物や海産物、加工品などを松浦の極み12品目として厳選して、全国的な販路拡大にも取り組んでいるということでありました。

本市も、食のまちいちき串木野ということなんですが、比べてみるとどうしてもやっぱりファジーといえますか、アバウトといえますか、食のまちとい

う、何なのかという部分も含めてありますが、松浦はそういう形でアジフライの聖地ということで市長がアピールして、さらにそういう産品に合わせて12品目を決めて、ふるさと納税なんかはかなり増えているということでお聞きしました。本市も、そういう意味でいうと、もう少し強いアピールといたしますか、そういうことが必要じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○シティセールス課長（長崎 崇君） ブランド化の取組についてであります。

本市では、第1期の計画期間を含めた10年間、食のまちづくりを推進してまいりましたが、取組の内容が市民にしっかり浸透していない状況や、食のまちとしての認知度につながっていないという課題を持っておりました。この中で、食のまちとして地に足をつけた取組を実現するためには、明確なブランドコンセプトの下、まち一体となって取り組むことが必要であると考えております。

そこで、第2期計画においては、食のまちの旗印となるキャッチコピーとロゴを作成いたします。本市の目指す食のまちのイメージを具現化することにより、食のまちづくりに対する市民の理解を広げ、さらには食に関する様々な媒体とともに外向けに発信し、食のまちの認知度向上と町全体のブランドイメージの定着を図ってまいりたいと考えております。

○5番（吉留良三君） さらに一層強めていっていただきたいと思っております。

食のまちを推進する中で、その一角を担う本市の農業の柱は畜産、そして生福や大里などの果樹、そして若い認定農業者などがあちこちで頑張っているんですが、レタスとかニンジン、さらには温暖な羽島でのジャガイモなどだと思うんですが、これについて今後どのような方向で考えていらっしゃるのか伺います。

○農政課長（久木田 聡君） 本市の農業特性、それから今後の方向性についてであります。

本市では、いちき串木野市農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想というものを定めておまして、この中で、販売額の大きな畜産から大将季、ぼんかん、サワーポメロなど、特色のある果樹、農

地保全の側面も持つ水稻、レタスや馬鈴薯など重点品目を生産する畑作など、19種類の営農類型というものを定めまして、これに基づく生産計画を達成するよう、各種事業の導入や事業承継、新規就農対策を行いながら、持続可能な稼げる農業経営を目指しているところであります。

○5番（吉留良三君） 今、大変厳しい農業の情勢、値段もつけられない中で、今後、地域を守って、後継者をつくって、新たな発展をするためにも、ぜひその方向で進めて、頑張っていかなければと考えます。

さらに、認定農業者などによる比較的安定、集約された農業も、高齢化による離農と継承の問題が生じてくるが、現状と課題は何かということでお聞きすると、割とうまく継承されているよという話は伺うんですが、地域によると、皆さん心配して、あそこはどうなんだ、ここはどうなんだ、荒れてくるなという声を聞くわけですね。これについて現状と課題について伺います。

○農政課長（久木田 聡君） 認定農業者の現状と課題についてであります。

認定農業者につきましては、現在40名の認定農業者が登録されております。高齢化や事業の承継問題につきましては、他の産業と同様に大きな課題となっておりますが、県、市が一体となって新規就農者の確保、育成及びそれに向けた各種支援制度、それから農地の集約などに取り組んでおります。

本市におきましては、中山間地で狭小な農地が多いため、土地利用型の大規模農家の育成は難しい状況ではありますが、畑作の新規就農者や果樹の後継者など、認定農業者につながる就農者を毎年数名確保しているところであります。

今後も、経営の安定性、高収益に加えまして、省力化、効率化など、稼げる農業を推進する中で、本市農業の中核となる認定農業者の支援をしてまいります。

○5番（吉留良三君） 認定農業者があちこちで頑張っているんですが、それに併せ、一つだけ、地域を守るという観点から、集落営農ですけれど、経営の多角化で、ここに記事があるんですが、集落

営農をやられています。そうした中で、単品の米だけを推進とか、多角的にいろんな野菜を作った複合的な経営とかあると思うんですが、この新聞にもありますが、多角経営することで耕作放棄地を整備して、再生して、この新聞だとブドウの生産を始めた。それはもう従来の人たちじゃなくて、若い就農者をそこに管理屋を含めて参加してもらって、担い手として若手が地域外から参加して、新しい担い手を確保したということが一応書かれているんですが、このように集落営農の現状、それからそういうことで新たな参加者を募っていくといえますか、若い後継者等を募っていく、そういう動きなんかはどうでしょうか。

○農政課長（久木田 聡君） 集落営農の取組についてであります。

現在、担い手不足によりましてそれぞれの経営が難しくなる中、各地域におきまして集落営農の取組を始めていらっしゃる場所があります。本市には3団体、大里の夢ファームという農業生産法人、それから荒川でもそういった受けていらっしゃる団体、それから冠岳が仙人村、こういった三つが現在、集落営農に取り組んでいらっしゃる場所があります。

○5番（吉留良三君） 次に行きます。

防災・減災など多面的な役割を担う農地を守り、食糧自給率を高め、地域を守るためには、小規模農家も大きな役割を持っていると思います。認定農家などの役割とともに、また地域を守るためにも、食料増産のためにも、小規模農家も大きな役割を持っていると思うんですが、現状どう考えられますか。

○農政課長（久木田 聡君） 小規模農家の現状、それから多面的な機能を担う農地の考え方についてであります。

農地を守る活動につきましては、高齢化等により担い手不足が顕著でありますけれども、条件不利地域における農業生産活動を継続していくということで、国のほうが多面的機能支払交付金といたしまして、本市では40団体、中山間地域等直接支払交付金として19団体が交付金を活用し、機械の共同利用や航空防除、長寿命化の修繕など、協定農用地の保全に地域一丸となって取り組んでいただいています。

小規模多品目を生産する小規模農家につきましては、直売所等で人気のある農産物を多く出荷されていらっしゃることから、堆肥助成それから技術的助言など、出荷しやすくなるような支援を行っているところであります。

○5番（吉留良三君） 小規模といえますか、そういうところで働いている皆さんは元気ですし、健康維持それから食材の提供、そういうことにもつながっていくと思いますから、ぜひ今後とも、そこもしっかり見守りながらやっていただきたいと思います。次、行きます。中山間地の振興についてです。

中山間地を守る体制の強化ということで、鳥獣害対策について伺います。

イノシシや猿などの被害をどうするか、地産地消推進の立場からも、庭先の野菜づくりを含めて対策が必要だと思います。非常に難しい課題で、なかなか防ぐ手だてがないんじゃないと言われるぐらいですけど、これについてのお答えをお願いします。

○農政課長（久木田 聡君） 鳥獣被害の現状と対策についてであります。

昨年度の本市の鳥獣被害額は約650万円で、稲はイノシシ、スズメ、それから猿、果樹はカラス、ヒヨドリ、猿などの被害が主なものとなっております。

これに対し、猟友会の協力を得て、昨年度はイノシシ1,213頭、鹿560頭、猿におきましては4頭など、合計2,270頭を捕獲しておりますが、今後、被害がゼロになるということではなく、特に猿の対応に苦慮しているところであります。

市としましては、鳥獣被害防止対策につきましては、2戸で5反歩以上のほ場に電気柵等を整備する場合、経費の2分の1補助等を実施しております。

鳥獣害の防止につきましては、高い意識を持って鳥獣の侵入を防ぐ自己防衛が必要でありまして、家庭菜園におきましても同様の取組が必要であると考えております。また、小さな畑のみを囲うのではなく、地域全体に鳥獣を寄せつけない方策が効果的であることから、荒川地区におきましては、地域で大規模に畑、田んぼ全体を囲うなど、地域ぐるみで対策をしていくことが必要であると考えております。

○5番（吉留良三君） 今、課長がまさに述べられ

たように、ここにも農業新聞の記事がありますが、三重県の伊賀市では、防護柵の上に電柵を張って、地域全体5キロをぐるりと取り囲んで、猿の被害が少なくなったという記事が出ています。

今、課長が言われたんですけど、そういうことを含めてしない限り、なかなかもう、市内にも猿の出没の話もありましたし、田舎ではもう猿が、猿が、猿がという話で持ち切りでありまして、これもぜひ今後、対策をしていかざるを得ない、様々な対策を、いろんな財政的な絡みもありますけれど、していかざるを得ない現状があるような気がします。

あわせて、イノシシについても、捕獲頭数は1,513頭ということで結構な数字が上がっていますが、これもなかなか、私なんかの周辺もいっぱい今でも出ています。群馬県では実証実験で、集団で捕獲する網等を実証実験をして広げているようです。こんなことも含めて、もうなかなか箱わなに入らないですよ。だから、こういう形でうまくいけば一気に五、六頭とかそういうのがあったようです。それも含めて、今後ぜひ猟友会等とも協議をしていただきながら、実効ある対策を取っていかなければいけないのかなと思います。

次に行きます。

このように、なかなか被害を防ぐのは厳しいという現状はあります。そうしたときに、もう一つの対策として、そういう鳥獣害に強い作物をとということを手だてをしていくことも地域を守ることになるのかなと考えます。

例えば、今やられています梅とかツバキなどが、またこれがもうふるさと納税返礼品としても寄与しているようですが、これらの作物の推進も一方では強めながら、地域を守り、そして収入も確保する道等を含めてやるべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○農政課長（久木田 聡君） 鳥獣被害に強い作物の推進についてであります。

今ありましたように、鳥獣害によりまして耕作意欲を失い、耕作放棄地になってしまう、そういう現状があると聞いております。

鳥獣害に強い作物といたしまして、ゴマ、梅、ツ

バキ、渋柿等があります。梅につきましては、生産組合を組織しておりまして、酒造会社等に納品し、技術指導、出荷の際の支援を行っております。ツバキにつきましては、耕作放棄地に植える場合、苗木の補助を行っており、本年度からは県と連携し、栽培指導を受けるなど、振興を図っているところであります。

どちらも生育に時間がかかることから、安定した収穫ができるまで年月を要しますけれども、鳥獣害対策という観点で、今後こういった作物の選定について先進事例を参考に対応してまいりたいと思えます。

○5番（吉留良三君） 先ほどブランドの話、やり取りもいたしました、こういう話もありました。

昔は、つけ揚げはツバキ油で揚げていたんだと。ツバキ油というのは世界3大オイルですか、さらに安心・安全なオイルであります。そういうことでいうと、例えばツバキ油でつけ揚げを揚げ、これを地元のブランド品として登録する価値のあるものになるんじゃないか、そういうことを含めた食のまちづくりに寄与するのではないかということもあります。そういうことを含めて、いかがでしょうか。

○農政課長（久木田 聡君） ツバキ油のつけ揚げへの活用についてであります。

現在、苗木の補助を受けてツバキを栽培している方、17名いらっしゃいますが、油の採取は2名、昨年、一升瓶で6本ほど搾油をしております、まだまだ生産量が少ないというのが現状であります。

今後、生産量は年次的に増えていくとは思いますが、ツバキ油のつけ揚げへの活用につきまして、そういった油の量の課題はありますけれども、先ほど御提案がありました、本市特産品の極み品目等でブランド化していくことができないか、今後研究してまいりたいと考えております。

○5番（吉留良三君） 今の生産者はまだ17名であれですけど、従来のツバキはあちこち植えてあって、昔からツバキを絞っていたんですよ。だから、そういう人たちを集めて、少し自分の食料にしたりとか売ったりとかいうことを含めて、もう少し確保

はできると思います。それらを含めて研究していた
だければと思います。

次に行きます。

道路補修、改修など、地域環境の整備強化が必要
ではないかということです。

今日、実は朝来るときに、伊倉ヶ迫線の除草作業
を、建設業界の方だと思んですが、一斉に道の日
というたしか旗を掲げてやってもらっていました。
非常にありがたいなと思いながら走ってきたところ
ですけれども、そこは大変きれいになると思うん
ですけれど、今後、中山間地の高齢化などで、市道、
農道、林道などの生活道路の除草などの管理が年々
できなくなっている。さらに、最近、水道工事の跡、
先日、補償問題も出てきましたけれど、水道工事は
今後もさらに増えると思うんですけれど、老朽管の
布設取替え、舗装面の段差などで、生活道路の悪化
も多く見られております。

これらを含め、地域環境の整備強化をする必要が
あるんじゃないかと思います。いかがでしょうか。

○都市建設課長（吉見和幸君） 中山間地域におけ
る市道の除草作業については、緊急性の高いもので
施工規模が比較的小さいものは直営作業班で、年間
を通して計画的に行う路線はシルバー人材センター
で、規模が大きいものは建設業者へ依頼し、市道の
維持管理に努めているところでございます。また、
農道、林道における除草作業は、緊急性の高いもの
や施工規模の大きいものは建設業者で、その他につ
いてはシルバー人材センターへ依頼して行っている
ところでございます。

なお、市道の水道工事跡などにおける舗装の部分
補修は、職員及び直営作業班で実施しておりますが、
広範囲で路面補修を行う場合は請負工事の対応とい
うことになっていることから、年次的に舗装補修を
実施しているところでございます。また、農道、林
道につきましては、建設業者へ依頼して補修を行っ
ているところです。

今後も適切な道路の維持管理に努めてまいりたい
と思っております。

○5番（吉留良三君） 先日、1階の総合窓口で汗
びっしょりかいて、職員の方が汗を拭いていらっし

やいましたが、そういうことで現場に行かれて、本
当にこの暑い中、御苦労だなど思っていたわけでは
なくても、この酷暑の中、これまでも議員間でも、
大変だよな、どげんかせないかんよなどという声もあ
ったんですが、酷暑の中、頑張っていらっしゃる直
営班などの人材の確保、人手不足も言われる中で、
やっぱり処遇改善が必要じゃないかと考えます。本
当に夏季手当ぐらい出すぐらい、寒いところは寒冷
地手当とかありますけれど、それぐらいの状況が今
あります。

10月6日から最低賃金も引き上げられると思うん
ですけれど、これについてはどのような対処をされ
るのか伺います。

○総務課長（岡田錦也君） 土木作業員の処遇改善
についてでございます。

業務量や職責に応じた報酬、また県内各市や市内
民間事業者との比較、また成り手不足等も踏まえ、
今年度4月に報酬改定を行ったところでございます。

また、10月の県最低賃金引上げに伴う対応につ
きましては、今後、県内他市や市内の民間企業の状況
等も踏まえ、比較をしながら、財政状況を考慮した
上で、必要に応じて検討してまいりたいと考えてお
ります。

○5番（吉留良三君） 人件費は無駄であるような
感覚がどうしてもある人たちがいるんですけれど、
私は地産地消を含めて地域を循環させることが、給
料も上げてすることが人材確保にもなるし、外に出
ていく人を引き止めるし、そういう様々な効果があ
ると考えます。ですから、10月の状況を見たいとい
うのはありますが、できたら現役というか、人た
ちは、遡って当然、改定の分もあります。それらを含
めてぜひ検討していただいて、御苦労さんと、引き
続き頑張つてということで対応されることを切に希
望しております。

次に行きます。

最後です。学校統廃合についてです。

3年後の中学校統廃合問題での地域説明会が行われ、その後、小学校の統廃合も検討される段取りと
なるということです。

中学校問題でも、地域から突然の提案との意見も

あったようですし、しっかりと丁寧に議論を積み上げていくことが大事だと考えます。市民みんながそういう方向で頑張ろうという意味統一が大事であるような気がします。一番危惧するのは、やっぱりしようがなかよねということじゃないかと考えます。

そこで、新たな提案をされるとすれば、これまでの学校の問題点、課題の検証が必要です。当然です。

先の議会で私は、1億4,000万円かけたかつてない規模の少子化対策の質疑の中で、それに逆の作用をする学校再編になるのではないかと問いかけました。市長は、「数少ない学校が果たして望ましい環境かというところではない。学校再編が地域の活性化や人口減少にプラスではないか」と答弁されました。

そこで、これまでの特認校制度、複式学級もありますが、これまでの小規模校をどのように評価されているのか、それについてまず伺いたいと思います。

○教育長（相良一洋君） これまでの本市においては、特任校制度を推進し、自然環境など小規模校の特性を活かした教育に共感する児童・保護者を受け入れることで、小規模校の児童生徒数の確保につなげてまいりました。児童が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨できるような教育環境の充実を図ってまいりました。

しかしながら、急速に進む児童生徒数の減少により、一学級の人数が減ったり、学級数が減ったりする中で、これまでの教育環境に影響を及ぼすことが懸念されることがあります。学校再編基本方針を検討、作成したところでございます。

小学校の再編につきましては、一学年15人から20人以上を基本とした本市における望ましい学校規模を目指し、今後、小学校の再編を検討することとしていただいております。地域や保護者から要望や意見を聞きながら、子どもたちのことを第一に考え、学校再編を進めてまいります。

○5番（吉留良三君） 今も触れられたと思うんですが、小規模校のこれまでの努力、対策、例えば成果あるいは足りなかった点、その辺はどうですか。

○教育長（相良一洋君） 小学校の小規模校の学校、大規模校の学校、いろいろメリット・デメリットが

あると思いますけれども、それぞれの学校はその特徴を最大限に活かして教育活動を行いつつ、様々な学校の課題に応えるべく、創意工夫や努力を積み重ねてきております。

しかし、急速に進む児童生徒の減少により、学校現場個々の取組だけでは学校規模がもたらすデメリットを十分に補うことが難しい状態となってきている次第でございます。教育環境を整える上からも、学校再編を進めることが喫緊の課題になってきていると考えております。

○5番（吉留良三君） 冠岳小学校が閉校になりました。それまで、地域の皆さんや教職員の皆さんや子どもたちの家族やみんなで育ててきたと思うんですが、閉校された。あの閉校式のときに私は、この子どもたちは何を思って閉校式に臨んでいるのかなという思いがしました。本当に、後悔しているというか、足りなかったというか、そういうことではないかもしれませんが、そんな思いだったんだろうか、ありがとう、冠岳小で学んできましたということだったのかなという思いもあるんですが、このときに教育長、どういう感想を持たれて閉校式に臨まれたか伺います。

○教育長（相良一洋君） 冠岳小学校の閉校式にも私も参列をさせていただきました。少ない人数で、そしてやはり特認校という制度を使いながら学校を維持して、そして集団の活動、いろんなグループの活動、そういうものがごく小規模校ながらできてきたなということを感じております。

実は私も小規模校にかつておりました。4人の子どもたちを担当しておりました。そこがやはり過疎化してきまして閉校していかないといけないというようなことで、地域の方々が、どうしてもここでは子どもたちが十分な教育活動ができないというようなことがございまして、隣の学校に行くことになりました。その閉校式にも私も参列をさせていただきました。子どもたちは、その期間、同僚と一生懸命頑張ったというのは、私は貴重な経験、体験だったと思います。決して引けを取るといようなことじゃなくして、やはり次の学校で頑張りたいというそういう夢や希望を持ちながら、新しい友達とまた切

磋琢磨して頑張っていくんじゃないかなと、私もそういう期待を持ちながら閉校式を見ているところでございました。

○5番（吉留良三君） 私も正直申し上げましてそんなに教育問題に詳しいわけじゃありませんが、2005年の教育審議会の答申で、学校の教育力を強化し、教師力を強化し、子どもたちの人間力を豊かに育てることが目標とあったと思います。さらに、学校の教育力とは、子どもの教育活動や資質・能力を発展させるためには、あらゆる学校全体の教育力の総合的、相互補完的な発展が重要な条件ということで、学校の教育力、学校力とありますが、個々の教師力の総合というより教師の共同的な関係の中で教育に取り組み、学校全体の教育力を相乗的に発展することを学校力の向上として捉えることが重要ということも書いてあったんですけど、私どもも、西条市や三原市などに再編問題やICT教育のことで視察に行きました。そこでも様々メリットを広げ、デメリットをどう埋めるかということでされておりました。そういう報告もありました。

さらに、先日も少し申し上げましたが、徳之島では、徳之島型モデルと言われるものを北海道教育大学と共同で研究をして進めています。それらを含めて、今後、まさに子どもたちのために、本当にどこでどうしたがいいかというのを深めながら結論を出していくべきじゃないかな、諦めじゃなくて、だよなというのをお互いにつくって、地域をつくっていくべきじゃないかと思います。

そういうことで、今回は時間がありませんから、また引き続きやらせてもらいますけれど、ぜひその辺のメリットを広げ、デメリットを埋める努力をどうするのか、学校力が何なのか、小規模校では無理なのかとかを含めて、またやり取りをさせていただきたいと思います。

今日はこれで終わります。

○副議長（松崎幹夫君） 次に、中里純人議員の発言を許します。

[11番中里純人君登壇]

○11番（中里純人君） 私は、さきに通告しました3件について質問いたします。

まず、環境問題についてであります。

国連のグテーレス事務総長は、「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が到来した」と警告しました。ヨーロッパ南部では猛烈な熱波に襲われ、45度を超える暑さが続き、熱中症で運ばれる人や山火事が相次いでいます。アメリカも同様に、フロリダ州キーズの海では、海面温度が38.4度と風呂の温度と変わらないとのこと、ハワイのマウイ島では歴史的な大火災が発生し、多くの犠牲者が出ております。

鹿児島よりも東北や北海道の気温が高い日もあり、避暑地、軽井沢でもクーラーの設置がなされているとお聞きます。気象庁は、北日本の高温は特筆すべき異常気象で、今年の夏は統計を取り始めてからの125年で最高に暑かったと明らかにしました。温暖化は私たちが想像している以上に進行しているのではないのでしょうか。気候変動対策は、国や企業任せではなく、私たち個人で今すぐできることからCO₂の削減に向けた取組を進めていきたいものです。

昨年12月議会の温暖化対策の答弁では、市の取組内容を周知して、市民や事業所と共に進めていくとの答弁でしたが、当局の認識と啓発の強化についての見解について伺います。

以上でここでの質問を終わります。

[市長中屋謙治君登壇]

○市長（中屋謙治君） 中里純人議員の御質問にお答えをいたします。

環境問題についてであります。

厳しい状況にあることは、縷々お述べになられたとおりであると思います。中でも地球温暖化への取組、これは喫緊の課題であると考えております。

本市におきましては、今年度、2050年二酸化炭素排出ゼロに向けたロードマップとして、市民、事業者が一体となり、温室効果ガス削減などに取り組む地球温暖化対策実行計画の区域施策編を策定することといたしております。この計画では、本市の地域特性や省エネ対策、再エネ導入可能性を検討し、具体的な温室効果ガス排出量の削減目標を設定したいと考えております。

地球温暖化防止など環境問題は、市民の生活に関

わることでありますので、市民、事業者の皆様への周知、啓発活動を行い、市全体で取組を進めてまいりたいと考えております。

○11番（中里純人君） ゼロカーボンシティを目指す本市としましては、地球温暖化対策実行計画が策定されるようです。市民や事業者への周知を図って、ゼロカーボンシティ宣言へとつなげていただきたいものです。

次に、本市は2021年を初年度とする第2次いちき串木野市環境基本計画を策定し、五つの基本方針の下、九つの基本目標を設定し、取組を進めていますが、我が国の二酸化炭素削減のスピードは鈍化しているとの報道もあり、取組が始まったばかりですが、少し気になることから、環境基本計画の基本目標の現状と見解を伺います。

九つの基本施策に定める数値目標のうち、以下の五つの項目について、令和元年の基準年の数字と現状を明らかにし、併せて評価もお示しください。

1、基本施策、良好な生活基盤の確保の中で、汚水処理人口普及率。

2、基本施策、循環型社会の形成の中で、生活系ごみの1日1人当たりの排出量。

3、基本施策、潤いのある町並みを創る取組の中で、不法投棄相談件数。

4、基本施策、環境教育や学習への取組の中で、まちづくり出前講座の活用数。

5、基本施策、低炭素社会の形成の中で、エネルギー消費量に占める再生可能エネルギーの導入比率。

以上、答弁願います。

○市民生活課長（西久保敏彦君） 環境基本計画の五つの指標の現状と評価についてであります。

本市では、令和3年3月に第2次環境基本計画を策定し、資源物の分別収集によるリサイクルの推進やマイバック運動の推進など、市民、事業者の皆さんと一緒に環境の保全に取り組んでおります。この計画は、令和3年度から令和12年度までの10年間の計画であり、五つの分野に九つの指標が設けられています。

御質問のありました五つの指標については、令和4年度の実績で、汚水処理人口普及率は、目標86%

に対し82.4%で、目標値に徐々に近づいております。

生活系ごみの1日当たりの排出量は、目標530グラムに対し720グラムであり、計画策定時と変化がなく、市民への広報、啓発を通じて排出量の減少を図ってまいります。

不法投棄の相談件数は、目標36件に対し8件と目標値を達成していますが、年度により増減があることや、不法投棄監視員の報告でも不法投棄されたごみはあるため、今後もパトロールや広報、啓発を行ってまいります。

まちづくり出前講座の活用件数は、目標50件に対し27件で、コロナ禍の影響もあり減少しましたが、令和5年度は増加傾向にあります。

本市のエネルギー消費量に占める再生可能エネルギーの導入比率については、目標が23%となっております。現在、本市のエネルギー消費量が不明のため、現在の導入比率は確認できておりません。参考数値としまして、再生可能エネルギー導入実績が4万9,532キロワットで、達成率66.1%となっており、再生可能エネルギーの導入実績は増加傾向にあります。

現段階では、計画3年目のため、目標値に届かないものや評価できないものもありますが、目標達成に向け、市民、事業者の皆様への周知、啓発活動を行い、取組を進めてまいります。

○11番（中里純人君） 答弁がありました。その中で、生活系ごみの1人1日当たりの排出量、令和元年が720グラムでしたが、3年目の令和3年も変化がないということで、取組が進んでいないようです。ほかの項目については目標に対して少しずつ改善されているという答弁でした。引き続き取組を進めていただきたいものです。

次に、海岸の整備について伺います。

第2次総合計画では、海浜公園としての長崎鼻から照島海岸、市来海岸一帯は、豊かな自然を活かした環境整備を進めている。そして、観光資源化を積極的に進めるとあります。

長崎鼻は、御案内のとおり、子どもからお年寄りまで楽しめる公園化を目指して整備が進められております。一方で、海岸線を見ますと、白浜海岸と照

島海岸には日本財団の協力で拾い箱が設置され、まちづくり協議会やボランティアの皆様の御協力で、プラごみやペットボトルなどの片づけがなされています。

照島海岸では、去る6月3日に一般社団法人海と日本PROJECT in 鹿児島が照島海岸への拾い箱設置1周年を記念してごみ拾いイベントを開催しました。まちづくり協議会をはじめ、地域住民や照島小学校の児童合わせて約100人の参加がありまして、参加した児童からは、小さなごみがたくさん落ちていてびっくりした。きれいな海でいてほしいので、少しでもごみを拾って、拾い箱を活用したい。また、保護者からは、マリンスポーツや観光客でにぎわう地域自慢の海を守りたいというような声があり、イベントの様子はテレビでも放映されました。

そこで伺いますが、海岸へ来た人から、拾い箱に鍵がかかっていて拾ったごみを捨てられなかったという声がありました。そのような状況を把握しているのかどうか伺います。

○水産商工課長（福山昌浩君） 拾い箱への鍵の設置についてであります。

拾い箱は、一般社団法人海と日本PROJECT in 鹿児島が設置主体となっており、本市では令和4年に白浜海岸と照島海岸に設置したところであります。しかしながら、海岸ごみ以外のごみ、例えば遊びに来た方が飲食した後のごみなどが入れているなど、海をきれいにしようという本来の趣旨に沿わない使用が頻繁に見受けられたため、事務局とも相談し、鍵を設置したところであります。

○11番（中里純人君） 事務局と協議して鍵をつけたということですが、少し詳しくその経緯をお願いします。

○水産商工課長（福山昌浩君） 今回の鍵の設置につきましては、先ほども申し上げましたとおり、本来の拾い箱の趣旨にそぐわないという状況が頻繁にありまして、管理を委託しております地元まちづくり協議会から、何とか手だてはないかというような御相談がありました。そういったことで、事務局であります一般社団法人海と日本PROJECT in 鹿児島と協議をして、鍵を設置したところであります。

す。

○11番（中里純人君） 設置者が鍵をかけるようにしたとのことですが、見てみますと、ダイヤル式の鍵で、鍵の番号は箱のところに書いてあります。どうも、誰でもいつでもごみ拾いという設置の目的からしますとどうかと思いますが、ほかに課題等はないものか、県内での拾い箱設置数並びに設置による効果はどうか、またごみの処分等はどのようにしているのか伺います。

○水産商工課長（福山昌浩君） 課題、効果、処分についてであります。

現在、管理等をれいめい羽島協議会、照島地区まちづくり協議会へ委託しております。両協議会へ課題がないか伺ったところ、現在のところ特に問題はないということでもあります。

設置効果につきましては、ごみ拾いイベントに親子の参加もありまして、海岸をきれいにしようという市民の意識も醸成されつつあるのではないかと考えているところであります。

また、ごみの処分についてですが、それぞれのまちづくり協議会が環境センターへ搬入し、処分をしているところであります。

○11番（中里純人君） 特に課題はないということです。

未設置の市来海岸への拾い箱の設置はどうか、働きかけとかされているのかどうか伺います。

○水産商工課長（福山昌浩君） 市来海岸への拾い箱の設置についてであります。

令和4年度、市来町漁協のほうへ相談をした経緯はありますが、設置には至っていないところであります。

今後、設置を希望する団体等があれば、設置主体であります一般社団法人海と日本PROJECT in 鹿児島事務局と協議、検討をしてみたいと考えております。

○11番（中里純人君） 海岸線は、本市の自然環境の中でも交流人口増につながる財産です。ぜひ漁協やまち協の皆様のご理解をいただき、環境整備につなげていただきたいと思います。

○副議長（松崎幹夫君） 中里議員、質問の途中で

すが、ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後1時20分といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時19分

○議長（濱田 尚君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○11番（中里純人君） 海がしけた後に砂浜を覆い尽くすような量の流木とか竹切れが押し寄せてきます。とても人の力では処理できない状況です。せっかく海岸を訪れた方も、がっかりされるのではないかと思います。

以前、自走式のビーチクリーナーがあって、串木野浜競馬大会の前など活躍していましたが、現在は見かけなくなりました。

そこで、全国の海岸整備に使われておりますビーチクリーナーを新たに導入してはいかがか調べましたところ、自走式、牽引式などあるようなので、本市の海岸に適した機種を検討できないものか伺います。

○市民生活課長（西久保敏彦君） 海岸の清掃は、年1回の海岸クリーンアップの実施と、各種団体、個人によるボランティア活動で行われており、多くの市民の皆様の御協力により実施されております。市では、ボランティアで収集されたごみは、環境センターで無料で処理を行っている状況であります。

ビーチクリーナーは砂浜の清掃に使用されますが、一般的に、はだしで砂浜を移動する場合のけがの防止をするため、ガラス片や貝殻などの小さなごみを収集する目的で利用されております。ビーチクリーナーを清掃に使用する際には、ビーチクリーナーで収集することができない大きさや重さの流木や漂着物などを、事前に取り除く作業が必要となります。

本市では、4月に開催される串木野浜競馬大会の前に照島海岸の清掃でビーチクリーナーが使用されております。今年の開催前に実施された清掃では、ビーチクリーナーの使用前の作業を含め、経費が約170万円であったとのことです。

また、ビーチクリーナーはリース用の機材はなく、新たに購入する場合、処理量が小さいものでも数百

万円、収集ごみの格納設備があるものなどでは1,000万円を超えることが見込まれています。

これらのことから、海岸清掃での常時のビーチクリーナーの使用は事前の作業が必要であり、多くの経費がかかることから実施は困難であります。海岸の清掃については、これまでどおり市民の皆様の御協力をいただき実施したいと考えております。

○11番（中里純人君） 私はビーチクリーナーで全ての海岸ごみが処理されると思っておりましたが、クリーナーの使用の前に、一定以上の大きさのごみはあらかじめ取り除いておく下準備が必要とのことです。また、ユンボでの片づけも効率がよいとお聞きしました。

先ほど、これまでどおり市民の皆様の御協力で清掃するというのですが、なかなかあの膨大な量の海岸ごみ、機械を使わないととてもはかどるものではありません。人の力では、現在も、照島海岸を見ていただくと分かりますが、木切れ、竹切れ、数か所に集めてあるんですけど、それ以上のことはできません。機械力による何らかの海岸整備については検討できないものか伺います。

○市民生活課長（西久保敏彦君） 海岸の清掃において年1回実施しております海岸クリーンアップの後では、建設業組合の皆さん方の御協力を得ながら重機を入れて、ある程度のごみを処分している実態がございますので、引き続きそのような活動を続けていきたいと考えております。

○11番（中里純人君） 年1回の海岸クリーンアップのときの清掃をやっているということですが、私が先ほどから述べていますのは、しけが来た後の大量の流れ着いた海岸ごみ、これを機械力で整備できないかということですので、改めて答弁願います。

○市民生活課長（西久保敏彦君） 海岸の漂着物につきましては、大雨の後など河川からの流木、竹切れ等のごみが大量に打ち上がっている現状がございます。

ただ、海岸につきまして、雨天のたび等に掃除ができない場合が現状としてありますので、経過を見ながら回数を増やせないか検討してまいりたいと思います。

○11番（中里純人君） 毎日のように海岸清掃を行ってくださるボランティアの皆さん方もいらっしやいまして、その方々からも「人力じゃとても難しい、大変だ」と。「やっぱり機械でちょっと集めてもらわないと」というような声が強いものですから、改めて検討していただくように願います。

また、海岸線を有する日置市とか南さつま市などと広域で整備とかできないものか伺います。

○市民生活課長（西久保敏彦君） 現在、年1回実施しております海岸クリーンアップの作業につきましては、県の補助金の助成対象となっております。実施しているところですよ。

また、海岸の整備等については、基本的には県が所管となるところを各自治体で実施しているところもありますので、県のほうにもまた要望等をしていきたいと思っております。

○11番（中里純人君） 海岸管理者は県でございますので、また、県ともいろいろ協議して整備を進めていただきたいと思います。と思っています。

次の質問に移ります。消防行政についてです。

平成30年中の救急出動件数は、全国で660万5,000件でありまして、10年前の平成20年と比較して150万8,000件、増加率にして29.6%。救急の搬送人員は128万1,000人で、10年前と比較しますと27.3%と増加しております。

本県でも同様の傾向がありまして、平成30年の本県の救急出動件数は8万5,000件、10年前と比べますと1万8,000件、増加率にして27.6%の増。救急搬送人員では7万8,000人、10年前と比較しますと1万5,000人、増加率にして24.9%と、年々増加しているようですよ。

また、本県の高齢化率が、2018年で31.4%でありまして、2045年には、10人に4人が65歳以上の高齢者となることが予想されており、今後もこのような高齢化の進展等を背景として、救急需要のさらなる増加が見込まれております。

今日、少子高齢化等の進展に伴い、消防行政をめぐる状況も大きな変化があることから、本市の消防行政に対して数点伺います。

まず、消防力の整備指針に定める施設及び人員目

標に対して、本市の消防署並びに非常備消防体制の整備は下回っているものはないか。下回っているものがあれば、その対応はどうしているのか伺います。

○消防長（下池裕美君） 本市の消防職の充足率についてでございます。

充足率の算定につきましては、消防車両等を運用するために必要な隊員数や通信員、庶務のための必要な人員等の合算値でございます。現在、車両につきましては充足率100%でございますが、人員につきましては52.7%でありまして、県内20本部中18番目といったような状況でございます。

しかしながら、通信員、庶務の業務につきましては、再任用職員や会計年度任用職員を配置をいたしまして、不足分を補っている状況でございます。

○11番（中里純人君） 20本部中18番目ということですが、前回の一般質問でお聞きしたところは、研修や病欠等があった場合には、週休の調整とか本部員を当直させて対応しているとの答弁でしたが、現状はいかがか。

また、年齢構成とかはどうなっているのか伺います。

○消防長（下池裕美君） 現在、隊員等で病気とコロナ禍にもあったといったようなことで発生した場合は、週休者、そして本部員の本部業務と併せまして、当務に入っただけで対応している状況でございます。

それと、職員の年齢構成と平均年齢等でございますが、現在、20歳代が13名、30歳代が6名、40歳代が9名、そして、50歳代が21名でございます。40歳以上が30名となっております。割合で申し上げますと61%を占めている状況でございます。

そして、平均年齢でございますが、41.7歳でございます。

○11番（中里純人君） 40歳以上が61%で平均年齢が41.7歳と、かなりの高齢化が進んでいるようですよ。

少子高齢化が進行する中で、高齢者の救急搬送の増加への対応とか懸念されるわけですが、救急出動の件数及び救急搬送人員の状況並びに救急隊の数、救急車の数、救急救命士の数などの現状、さらに検討するような課題はないのか伺います。

○消防長（下池裕美君） 本市におきます救急件数

等でございます。

昨年におきます救急件数は1,413件で、一昨年、令和3年の1,248件と比較いたしまして、165件の増となっております。過去最高の搬送件数でございます。

ちなみに、搬送人員といたしますと1,318人でありました。

なお、本年の8月末におきましては、980件の搬送件数でありまして、前年度の令和4年度の同月期と比較いたしまして、63件増加しているといったような状況でございます。年々増加傾向でございます。

あわせまして、救命救急士についてでございます。現在、本市消防本部におきましては、17名の資格取得者がおります。しかし、そのうち7名は救急業務以外の業務に従事しております。結果、実働していない状況にあります。

そういった状況を受けまして、消防といたしましては、計画的に新規取得者を養成するよう努力をしているところでございます。

○11番（中里純人君） 出動件数並びに搬送の人員、かなり1年の間で増加しているようでございます。

また、救急救命士17名中7名はほかの業務で、10名で対応するということですが、救急隊に救命士を1人配置ということになっているようですが、配置は十分行われているのか伺います。

○消防長（下池裕美君） 現在、救命救急士、配備の状況でございますが、救急隊を編成するに当たりましては、救急車両への乗車は3名といたしまして、うち1名は救命救急士が必ず乗車するように、週休日など調整をして対応しております。

併せて、先ほども答弁させていただきましたが、新たな救命救急士の育成も計画的に取り組んでいるところでございます。

○11番（中里純人君） 次に、職員の定年の延長による新たな職の創出、また、並びに新規の職員の採用、経験で培った知見の継承等の課題への対応とかは十分行われているのか伺います。

○消防長（下池裕美君） 定年延長による新たな職種の見直しは、定年延長による新たな職種の計画であります。

定年延長を迎えた職員が培ってきました知識、経

験、技術等を活かすことができ、かつ、消防力の向上につながる配置につきましては、体力の衰えなどにより警防力が低下することが懸念されるために、消防業務に特化することなく、防災業務も含めて検討しているところでございます。

次に、新規採用の計画でございます。

定年引上げ期間中においては、退職者が発生していない中であります。職員の年齢構成など偏りが生じないよう平準化した計画が求められると考えております。

次に、消防職、技術の伝承についてであります。

各種訓練のマニュアルを策定いたしまして、逐次改定をしております。特に若手職員にあっては、火災件数の減少による経験不足、それから、火災が少ないということでありがたい話でもございますが、経験不足を補うために、火災現場における危険予知能力や消火活動技術・知識について、計画的に訓練や勉強会等を行っているところでございます。

○11番（中里純人君） 消防庁の消防本部サーチを拝見しましたところは、令和6年度は採用を実施しないというような情報が載っておりましたが、現在募集をされているようですが、このことについてはいかがですか。

○消防長（下池裕美君） 現在、市におきまして、一般職、それから消防職の職員を募集をさせていただいているところでございます。コロナ禍においては、やはり体調を崩している職員もございます状況等を勘案いたしまして、平準化した採用が望まれるといったような判断があったのかなと希望したところでございます。

○11番（中里純人君） 令和4年の4月1日現在で、全国では消防吏員の16万5,928人中、5,585名の女性消防吏員が採用されています。わずか3.4%ですが、具体的にはどのような活動をされているのか。

また、本市では採用されていないようですが、国は今後、女性消防吏員を増やす考えのようですが、本市の採用に対する考え方に課題とかないものか伺います。

○消防長（下池裕美君） 女性消防吏員の採用計画についてであります。

国においては、女性活躍の推進を成長戦略の重要な柱に位置づけ、女性消防吏員の採用について、消防庁通知により令和8年度までに5%の目標が定められております。

採用することで、女性ならではの気配りなど住民サービスの向上が期待されておりますが、残念ながら受験申込者が少なく、昨年度は1名の受験でありました。先ほども述べましたが、現在、職員の募集を行っているところでございます。

○11番（中里純人君） 女性消防吏員の採用に当たって、施設整備とかできているのか伺います。

○消防長（下池裕美君） 現在、消防庁舎の感染症防止対策として改修工事を行っております。その中で、女性消防吏員の仮眠室と、将来に向けての取組の中で、現在、仮眠室の個室化の計画で、2階に2部屋の仮眠室を整備することといたしております。

当初、計画では消防隊員の中で病気等の発生があった場合、そちらを利用するといったような計画で2階に整備を計画をしたところでございますが、将来的には、この2部屋が女性消防吏員の設備として活用できると考えているところでございます。

○11番（中里純人君） 消防団が消火技術を競う消防操法大会をめぐるしまして、団員の負担軽減を求め声を受けて、運営を見直す動きが進んでおります。

毎日新聞が都道府県大会を開催する46都道府県を対象にアンケートした結果、22都府県が既に見直したと回答しております。12県は、見直していない、見直すつもりはないと答えているようですが、本県ではどのような状況か。

また、本市の消防団員の皆様は負担に感じているのかどうか、今後、大会についてどのようにお考えなのか伺います。

○消防長（下池裕美君） 消防操法大会の見直しについてであります。

消防団が消火技術を競う消防操法大会の運営の見直しについて、鹿児島県消防協会に確認をいたしました。その内容といたしましては、大会を廃止するつもりはないが、次回開催時の運営方法等について検討していくといったような県の回答でありました。

運営方法等の見直しにつきましては、競技種目、

開催の時期、大会の簡略化などであろうと考えております。今後の県の検討結果につきまして、市の大会も計画していきたいと考えております。

あわせて、本市の消防団員の操法大会に対する声についてでございます。

一昨年、コロナ禍での市の操法大会を計画するに当たりまして、訓練等の在り方について団員アンケートを実施しております。アンケート結果では、「真夏の訓練が負担である、大会への参加を取りやめたい」など操法訓練に対し否定的な意見もある一方で、「消防技術や技術を習得する貴重な機会である、継続すべきである」など様々でございました。

以上の結果を踏まえまして、訓練の在り方につきましては各分断の自主性を尊重しているところでありますが、消防技術の向上、さらには災害現場での事故防止のためにも、消防団員に必要な基本訓練であると捉えているところでございます。

○11番（中里純人君） 県においては、廃止しないで運営方法を見直すということでございます。十分、団員の皆さんの声を聞いて、今後運営していただきたいと思っております。

今朝の新聞報道で、南さつま市の消防団の再編についての記事がありました。本市ではそのような計画等はないものかどうか。

また、本市の消防団員297人の定数に対して253人、44人不足しておりますが、団員の確保についてはどのような状況か。

○消防長（下池裕美君） 消防団の再編についてであります。

高齢化や周辺部の人口減少、そして、市外の職場などへの勤務形態の変化などによりまして、現在、欠員が常態化しており、定数の見直しや組織の再編を検討する時期にあると考えております。今後、消防団後援会や地域住民の意見を聞きながら、定数の見直し、再編等に取り組んでいきたいと考えております。

あわせて、現在におきます団員の確保、募集につきましては、消防団幹部や消防後援会などに勧誘をお願いしているほか、市のホームページ、広報紙への掲載に加え、各消防団詰所に横断幕、団員募

集ののぼり旗等を掲載、そして、ポスター掲示等に加えまして、消防本部独自のSNSを活用いたしまして、団員募集を講じているところでございます。

○11番（中里純人君） 次に、救急安心センター事業（#7119）は、急な病気やけがをしたときに救急車を呼んだほうがよいのか、今すぐ病院に行ったほうがいいのかなど、迷った際の相談窓口として、専門家から電話でアドバイスを受けることができるもので、救急車の適正利用、救急医療機関の受診の適正化、住民への安心・安全の提供に効果があると言われ、鹿児島県が令和3年に検討委員会の報告書をまとめているが、本市としての基本的な考え方や県の意向調査などの状況について伺います。

○健康増進課長（猪俣勝人君） 救急安心センター事業の実施に対する市の考え方についてであります。

救急安心センターは、令和5年7月1日現在ではございますが、15都道府県及び政令指定都市など、7地域の全国22地域で実施されております。

国においても、救急安心センターの全国展開に向けた取組拡大を行っていることを踏まえ、本市においても、救急車の適正利用や医療機関受診の適正化を図るとともに、市民の安心・安全の提供などの観点から、県に対して早期導入の要望はしているところでございます。

現在、県においては、市町村や関係機関との情報共有をしながら、先行導入県の事例や財政負担などについて検証を行っており、事業実施の有無も含めた検討を現在やっているところでございます。今後引き続き動向を注視していきたいというふうに考えております。

○11番（中里純人君） 人口の多いところはメリットがあると言われておりまして、財政負担との関係など十分検討していただきたいと思えます。

次に、いちき分遣所の統合につきましては、本署の改築時に考えるという見解でありましたが、本年度は改修がなされているようです。

一昨年の12月議会の答弁では「分遣所の統合で消防力は充実、強化できる。そのことが住民の安心・安全につながる。市来地域の皆様はどういう方策であれば理解をいただけるか協議している段階である」

との答弁でしたが、その後の取組は進めておられるのかどうか伺います。

○消防長（下池裕美君） いちき分遣所の統合に向けた取組であります。

いちき分遣所は、10名の職員を配置をいたしまして、常時3名から4名の職員で部隊を編成いたしまして、火災、救急など災害種別に応じた乗換え運用を行っております。

市来地域の水利点検や業務で外勤する場合など、分遣所には職員が不在となる状況であり、また、数年のコロナ禍においては職員の感染者も発生し、当日の警防体制が整わず、一時的に分遣所を閉鎖し警防体制を確保し、繰り返し対応してきたところであります。

ほかにも救急事案の重複による分遣所から串木野地域への出場や火災等への対応を勘案すると、分遣所施設を防災訓練拠点として残しつつ、部隊の一元化を図ることが望ましい対応でないかと考えます。

統合に向けての前提条件はいろいろ考えられますが、まずは、消防のみでなく行政当局も含めまして、現状の把握と再確認、並びに今後の具体的な取組計画について、いま一度、検討委員会を立ち上げ進めてまいりたいと考えております。

○11番（中里純人君） コロナ感染でいちき分遣所を閉鎖することがあったとのことではございますが、ぎりぎりの人数で回しているということですので仕方のないことと思いますが、防災拠点として残すということで、検討委員会を立ち上げるということです。この問題につきましては幾度となく伺っておりますが、やっと重い腰が上がったような感じです。

前回の質問からも2年近く経過しておりますし、また、前市長の時代に計画を保留されてから10年以上も経過しております。急激な人口減少をはじめ消防を取り巻く環境も変化していて、様々な観点から検討委員会での協議を持って進めていかれると思いますが、市長も1期目の折り返しを迎えておられます。いつ頃までをめどにお考えなのか、また、どのように進めていくお考えか伺います。

○市長（中屋謙治君） このいちき分遣所の統合であります。

消防長も答弁しましたように、限られた職員、あるいは限られた機材であります。これを二つに分割するよりは一つにまとめたほうが、より消防力は発揮できる、このことは明らかであります。

そのことをもってどういう形で、先ほど分遣所施設を防災訓練拠点として使うということはどうだろうかという、こういうことで消防長のほうから答弁いたしました。そういった形、どのような形が、消防力を限られた人員であったり、機材であったり、こういうものを有効に、効率的に活用できるのか検討していきたいと思っております。

○11番（中里純人君） 　いつ頃までをめどに。

○市長（中屋謙治君） 　現時点で具体的な、いつ頃までという明示できる段階ではないと思っております。

○11番（中里純人君） 　午前中に同僚議員から、松浦市のアジフライのまちおこしについて紹介がありました。

友田松浦市長は、アジフライでまちおこしを行うと、アジフライヤー、のぼり旗を手に自らポスターやパンフレットに登場してPRされて、今や関西や首都圏の飲食店でアジフライのメニューがブームになっております。市長のやる気が、その姿勢が職員にも伝わっていて成功につながっていたように感じました。この消防の問題につきましても、ぜひ市長に先頭に立って引っ張っていただきたい、そのように思います。

次に、新型コロナ感染症対策についてであります。

本年の5月8日以降、5類移行に伴いまして、新型コロナの感染状況の公表が、対前日比から定点把握による週1回の公表に変更されたことから、感染状況や実態がどうも実感として伝わってこないで、感染対策が、私を含めて何となくルーズになっているような気がします。私の周りでは、感染した人が5類に移行する前とすると増えているようですが、現在の公表の仕方ではどうも逼迫感がないことから伺います。

まず、本市、本県、全国の感染状況はどのような状況か、増加しているのか、減少しているのか伺います。

○健康増進課長（猪俣勝人君） 　新型コロナウイルスの感染状況についてであります。

9月1日に公表されました定点医療機関の8月21日から27日までの1週間の新型コロナウイルス感染者数は、全国で9万3,792人、鹿児島県で1,227人、本市を管轄する伊集院保健所管内で69人となっており、全国、鹿児島県及び伊集院保健所管内において、減少傾向から緩やかな増加傾向に転じております。

なお、1医療機関当たりの感染者数の平均は、全国で19.07人、鹿児島県で13.48人、伊集院保健所管内では13.80人となっております。

○11番（中里純人君） 　どうも本市での感染状況というのが把握できないようなので、なかなか残念なことではあります。医療現場での逼迫の状況とかなんかの。今、熱中症とかありますが、把握しているのかどうか伺います。

○健康増進課長（猪俣勝人君） 　医療現場の状況についてでございます。

先ほど答弁いたしましたとおり、現在、鹿児島県及び伊集院保健所管内の感染者数は、緩やかな増加傾向に転じておりますが、医療機関においては空きベッドがあることなど、市内の医療機関の現場においては比較的落ち着いているという状況と聞いております。

しかしながら、熱中症やインフルエンザなどの流行に伴う対応のほか、医療従事者等の感染による医療機関の勤務体制の変更など、医療現場ではまだ予断を許さない緊張状態が続いていると聞いています。

○11番（中里純人君） 　今の感染状況の公表の在り方は、例えば8月7日から13日の報告者数は1,194人で、前週より0.63倍、定点当たり13.12人、このように発表されても、これを十分に理解する人はどれだけいるのでしょうか。何となく減っているのではとしか理解できないのではないのでしょうか。

5類の移行前までは、対前日比で増減が理解しやすかったわけですが、今の公表の在り方では、市民目線とかけ離れているのではないかと。もう少し市民の目線に立った公表の在り方とかできないものか。

市民の皆様から「保健所管内での情報より、身近

で感染者が増加していることから、市内での状況を「知りたい」という声があります。例えば医師会などに協力をいただくなどしてできないものか伺います。

○健康増進課長（猪俣勝人君） 現在の公表方法の在り方や独自把握をする考えについてであります。

5月8日から新型コロナウイルス感染症は、インフルエンザなどと同様に5類に移行されており、感染法上、定点報告をすることが定められております。

医師会の協力等を得て実数を把握することにつきましては、先ほど答弁いたしましたように、医療現場で緊張した現状を考慮すると、実数報告を求めることは、医療現場において新たな事務負担となることから、医療機関へ報告を求めることについては考えていないところでございます。

定点報告は地域ごとの流行の動向を把握することから、定点報告の見方についてなど、市民に分かりやすいようにホームページ等を通じて啓発してまいりたいと考えております。

○11番（中里純人君） インフルエンザや熱中症もあり、医療機関も大変な状況であるようであります。5類の移行に伴いまして、感染予防を含めた対応が変わりましたが、市民の皆さんは対応し切れていないと思われま。

ワクチンの接種の場所とか周期、自己負担額、接種できる医療機関などの接種方法について、また、感染した場合、診察をしたり入院できる医療機関等の情報など、いま一度、感染が拡大しているようですので、啓発に力を注ぐべきではないかと思いますが、伺います。

○健康増進課長（猪俣勝人君） 今ございました秋開始接種や5類移行後のまず変更点についてでございます。

ワクチン接種につきましては、秋開始接種として9月20日から来年3月31日までの期間で、初回接種を完了した年齢6か月以上の方、全ての方が対象となります。自己負担につきましては、これまで同様、無料となります。

秋開始接種で使用いたします使用ワクチンにつきましては、現在主流になっておりますオミクロン株派生型XBB1.5に対応した一価ワクチンで1回の

接種となります。

接種券は、最終接種から3か月経過後の市民の方に今週9月8日以降を予定しておりますが、それ以降に送付することとしており、現在、接種券をお持ちの方については、現在お持ちの接種券を用いて接種していただくこととしております。

5類移行後の変更につきましては、感染者数の公表方法の変更、先ほどお話ししました定点報告、また、検査費や治療費の自己負担の発生、イベント開催制限の解除などがあります。

診察をしたり入院できる医療機関等につきましては、5類に変更したことから各医療機関で診察等を受けることになっておりますが、医療機関のほうで入院の対応ができているところが、入院ができる医療機関となります。

○11番（中里純人君） 感染症予防の対応というのは基本的に変わらないと思いますが、マスクの着用は自由、飲食店などでは、感染予防のついたてなどは設置の対象外となるなど、市民にとっては楽であることはいいことですが、改めて市民、学校、事業所、職場などで、換気や手洗いなど対策を示す必要はないのか伺います。

○健康増進課長（猪俣勝人君） 市民への予防啓発についてでございます。

今後、秋の連休や本市でも開催されます国体などにより、人の移動や集まりが多くなること、また、2学期も始まり子どもたちの接触機会も増えることから、感染者が増加する可能性もありますので、これまで予防啓発をしております予防啓発とともに、秋接種の接種勧奨も行い、また、感染状況などの情報を収集しながら、状況に応じて防災行政無線、公式LINEなどにより、市民の方への予防啓発を進めてまいりたいと、努めてまいりたいと考えております。

また、学校での感染予防につきましては、教育委員会とも連携を図りながら、予防啓発に努めてまいりたいと考えております。

○11番（中里純人君） 学校では2学期になりますと運動会等が開催されます。今後寒くなると、インフルエンザやコロナ感染の拡大もまた心配されます。

気を緩めることなく対策を続けたいものです。

以上で質問を終わります。

○議長（濱田 尚君） 次に、大六野一美議員の発言を許します。

[9番大六野一美君登壇]

○9番（大六野一美君） 私は、市民の声と地域住民の声を基に通告をいたしました2件について、市長並びに教育長の御見解と御所見をお伺いいたします。

1件目は、廃校跡地の利活用についてであります。

当然のことながら補助事業であることから、補助金適正化法の問題は承知をしておりますが、利活用についてどのような規制や規約があるのかまずお聞きをし、壇上からの質問といたします。

○市長（中屋謙治君） 大六野一美議員の御質問にお答えいたします。学校跡地の利活用についてであります。

急速に進む少子化に伴い、全国各地で学校の統廃合が進められておりますが、どの自治体においても学校跡地の利活用については新たな課題として大変苦慮されているようであります。

本市においては全国平均を上回るペースで急速に少子化が進んでおり、児童生徒の減少を受け、適切な教育環境を確保するといった観点から、本年3月、学校再編基本計画を策定し、まずは中学校について、令和8年4月1日を目途に第1次再編計画を進めているところであります。

中学校再編に当たっては、閉校した中学校の跡地利用についても新たな利活用の検討を進めなければならない、これは当然でございます。具体的な跡地利用につきましては、地域の拠点としての利用、あるいは企業への売却など様々な形で活用できるものと理解いたしておりますが、お述べになられましたように、補助金を活用している場合には、補助金返納、あるいは補助金相当額の基金積立が必要になる、こういったことも考慮しながら検討しなければならない、このように考えております。

規制等の詳しい状況につきましては、所管の課長から答弁をいたさせます。

○教育総務課長（吉永康彦君） 学校跡地の利活用

に係る規制等についてであります。

市内の全ての小・中学校の校舎や体育館には、建設当時の補助金のほか、これまで教育施設として地震補強と大規模改造を実施した際の補助金やGIGAスクール補助金などが投入されているため、建物等の処分制限期間内であれば、補助金適正化法により文部科学省への報告や承認が必要となってまいります。

また、有償で譲渡等を行う場合、補助金事業完了後10年未満であれば補助金返納が必要となり、補助事業完了後10年以上経過した場合は、市において補助金返納相当額の基金積立が必要となります。

冠岳小学校の体育館を例にいたしますと、平成25年度に地震補強と大規模改造を行っておりますので、令和5年度までは、文部科学省への用途変更のための承認や補助金返納が必要で、令和6年度以降は、市において補助金返納相当額の基金積立が必要となってまいります。

○9番（大六野一美君） 冒頭申しましたように、補助金適正化法の問題等々は理解をしているつもりであります。ただ、今、ちなみに、冠岳小学校が廃校になって、はや2年になろうとしております。進まない理由はそこにあるんであろうという思いをしながらも、しかし、果たして、それが引かかるから、このままで、朽ちるまでおっついていいのかというのが私の思いなんです。

売却云々というのは、今、課長から説明がありましたように、いろいろクリアしなきゃいかん問題があるという、それはもう十分承知の上です。しかし、あれをあのまま置いて、ずっとそのときを待つ、それは、行政としては手だてをするべきだという思いなんです。何も売却する必要はありませんし、対応の方法もあるだろうし、あるいは指定管理の問題もあるだろう。

だから、本市にとって有利な使い道は、どういう方法が一番最適なんだろうということを思いますときに、四、五年ずっと冠嶽芸術文化村構想と称して前に進まなかった、その要因がここにあるということは、ある程度、薄々理解はしておりましたけれども、それだけでは、しかし、行政としての能はない

じゃないですか。

やっぱりそこらをいろいろして、最大の活かし方、どういう活かし方が一番いいのかという基点に立ちますと、市長、やっぱり朽ちるまで放っておくのがいい方策ではないと僕は思っています。

まして、もう10年ぐらいになりますか、土川小学校も、あの状態ですよ。

私は、冠岳小学校については、非常に歴史的に、地理的にあの一帯から考えたときに使い道があるという思いで、二、三、質問をしている。年間、何回かあそこでいろいろやっているのは、私も行って見聞きしています。しかし、地域住民のことを考えると、常時あそこに人が集って賑わいを創出するような空間をつくっていかないかん。いくべきだ。ましてや、それに値するだけの地理的条件が備わっていると、冠岳小学校については、そういう僕は思いをしているんですよ。

そういう思いで、市長、聞いていますが、助成金適正化法の問題はそれなりにクリアしていかないかん。いかないかんけれど、今、現状ある中で最大どういう利用が、本市にとって、地域にとって一番いい方策だとお考えですか。

○企画政策課長（山崎達治君） 冠岳小学校跡地の、現時点でどのように考えるかということだと思いません。

冠岳小学校の跡地の活用についてであります。小学校の跡地の活用につきましては、これまで庁内の関係課による検討委員会の開催のほか、関係人口や移住者等から成る任意団体、えんたくが主催する会議などで地域住民との活用の方向性について話し合いをしてきました。地域での話し合いの中では、物産機能を備えた交流施設やキャンプ場としての活用などが検討されてきたところであります。しかしながら、運営を誰がするかということについては、施設の規模の大きさなどから核となる運営者、事業者が決まってない状況にあります。

議員お説のとおり、開校してからこれまで学童施設や療育施設に通う子どもたちの利用のほか、地区行事や各種団体によるイベントやマルシェの開催など、交流の場としての利用はされてる状況にありま

す。

今後につきましては、冠岳小学校の地理的特徴を活かしながら、効果的かつ持続可能な活用を図るため、地域との共存や連携を条件に、民間企業による利活用に向けまして、譲渡条件等について調査検討を行っているところであります。令和6年度の公募開始に向け準備を進めております。具体的な準備としましては、文部科学省の「～未来につなごう～みんなの廃校プロジェクト」に、施設一覧をまずは掲載しているところであります。

あわせて、現在、来年度の公募に向けて施設の劣化状況などの調査をしており、また、ただ、冠岳小学校につきましては、雨漏りにより天井や床等が著しく腐食しております。そのため、校舎の改修費や解体費などの積算なども行いながら、譲渡条件とか貸付け条件等々につきまして検討するほか、先進自治体の廃校活用事例、取組事例なども調査しているところであります。

○9番（大六野一美君） 体制が変わってすぐ動きが出てきそうな感じがしますよね。

確かに、先ほど来言っていますように、適正化法の問題いろいろ等々難しい、クリアせないかん問題と課題があることは承知しております。しかしながら、その中であって、やっぱり本市にとって一番いい方法はどのような方法よ。無理することは無理しながら、あそこが、人が集って地域住民が元気が出るような、やっぱりそういう場にもなってほしい。

担当課長、今やマンパワーの足りない冠岳地区で地域住民が云々といったって、もはや反応は薄いんですよ。薄いから学校もなくなったんです、人がいないということ。

だから、そういうことを踏まえますと、地域住民への説明は必要でしょうけれど、こういう方向にこうしていくんだ。やっぱり市としてのしっかりしたリーダーシップをしながら、後ろ姿が見れるようにどんどん引っ張って行ってほしいという思いです。

担当課長、私の言っていること分かりますか。地区民に何を求めても、高齢化と人口減少でマンパワー足りないんですよ。だから、説明は最小限必要でしょうけれど、市としてはこういう方向でこうして

いきたい、何をしてこうしたいという一つの説明は必要ですけど、そういうことで、若干動き出した感のする、気持ちがしますので、これから大船に乗った気持ちで担当課長に委ねることとします。

そのことをお伝えして、冠岳小学校については一応終わりにしますが、一つ、いつも大きな冠嶽芸術文化村構想なんて、地域の人たちも「これはないよ」と言う。あんまり大きな枠で風呂敷を広げ過ぎて何もなっていないこの現実には、地区民すら「これはない」と言っている。

一遍、書家の安藤先生が来て、あそこに習字並べて、千何百人が2日間で来たとかそったらこつたらいう話もありましたけれど、やっぱり常時、適当に人が行き交い賑わいを創出できるような空間をつくっていく。

だから、一つ一つあれしていかないと、芸術村という大きな一くくりで言葉だけは非常に立派だけれど、何も見えてこない。これが今の実態なんですよ。もう10年ぐらいなりますかね、冠嶽芸術文化村構想言って。

やっぱり一つ一つを積み上げて、みんなを集めて冠嶽芸術文化村構想なら分かるけれど、何もない中で風呂敷だけ広げて冠嶽芸術文化村構想はいかかなものかなと僕は思っています。やっぱり今後も、冠嶽芸術文化村構想と冠岳小学校と神社一帯は、同一袋の中で進めていかれるおつもりですか。

○企画政策課長（山崎達治君） 旧冠岳小学校の跡地につきましては、これまで冠嶽芸術文化村構想推進事業において、えんたくをはじめ市民や関係団体によりイベントやマルシェが開催されるなど、交流の場として移住者や関係人口の創出に寄与しているところではありますが、この事業において、冠岳小学校跡地については、管理運営者が育たなかったところでもあります。

冠岳小学校の跡地が、これまで同様に地域の住民の集いの場であったり、関係人口、交流人口の創出を図る交流の場として役割を持ち続けるためには、やはり安定した継続的な管理運営が行われる体制、核となる民間事業者等が必要であると考えております。

先ほどの答弁と同じなのですが、今後の冠岳小学校の跡地につきましては、やはり管理運営につきましては、冠嶽芸術文化村構想にとらわれることなく、民間活力の導入に向けて準備を進めてまいりたいと思っております。

○9番（大六野一美君） 今、担当課長からありますように、冠嶽芸術文化村構想とは離れた形で、そして、いずれ点と点がつながるときは、それを冠嶽芸術文化村構想として称すればいいんであって、一つもままならないのに大きな風呂敷を広げて、冠嶽芸術文化村構想、冠嶽芸術文化村構想、10年ぐらいになりますけれど、はた10年振り返ったときに何が冠嶽芸術文化村構想なんだという思いだから、聞いているんですよ。

それはそれとして、言葉がきれいだからいいんでしようけれど、みんながそう思えるような冠嶽芸術文化村構想をつくっていただきたい、当然のことながら、という思いと、冠岳小学校とは切り離して考えないかんでしょうと。

今、民間の活力も活かして、当然、行政であれを全部してというのは無理でしょうけれど、いろいろ使いによっては民間の力を借りながら、行政もある程度関わり合いながらやっていくということ以外にないだろうと。

そういう意味では、今、担当課長から民間の活力ということですから、民間の活力といえども、どういう方向で、現時点では民間活力を導入したほうがいいというお考えですか。

○企画政策課長（山崎達治君） 現在、令和5年度 of 取組といたしましては、現状把握、そういう部分につきましては行っているところであります。

あわせて、先進地の事例という部分も調査を始めておりまして、その中でいきますと、いろんな事例があると思います。工場を誘致したりとか、キャンプ場とか、あと、スポーツ施設、キャンプ場、そういう等々がありますので、そういう部分につきましては、やはり冠岳の特性という部分がどのような形がいいのか。当然、施設の誘致に当たっては、地域の方々の利用という部分もあると思いますので、そのほうも総合的に勘案しながら、今、研究していると

ころであります。

○9番（大六野一美君） 研究は、担当課長、今、5年ばかりしとるんですよ。ずっと同じところをとんとんやりながら、前に進まずにね。だから、もう腹立たしい思いをしての質問なんだけれど、体制が一新して非常に前向きな答弁ですので、期待をしながら見守っていきたいと思います。

ただ、先ほど市長からもありましたように、中学校3校が、令和8年度をもって廃校になりますね。だから、もう今からはやっぱり地域の特性を活かした、あるいは状況をしながら、アタックできるところはアタックしとかなないと。

もちろん、先ほど来言っていますように、補助金適正化法の問題がいろいろあることは承知をしている。その中でどういう使い勝手ができるのか。もう今からやっぱりある程度、案を持って前へ進めていかんと、今までの行政の在り方では朽ちるまで。何もせんほうが行政は楽なんでしょうけれど、しかし、本市のためには、やっぱりそれもちゃんと活かしていくようにしていかにいかにというふうに僕は思います。

そこを出た人たちというのは、やっぱり母校ですから、そういう卒業生の人たちの思いやら感情に従いますと、やっぱりここがそれなりに人の潤いがあって交流があって賑わっていると、これまた、考え方も違ってくると思いますので、3校についても今から特性を活かしながら、どういうふうに使っていったほうがいいんだということを、もはや考えていらっしゃるとは思いますが、何かいい案でもあったらお教えてください。

○教育長（相良一洋君） 現在、令和8年4月1日を目標に中学校の再編に取り組んでいるところでございますが、今後さらに保護者や地域に説明を尽くして理解を得た上で、再編に伴う様々な事項について協議する場としての開校準備委員会を設置してまいりたいと考えております。

一方、学校跡地については、有効な利用、活用に向けて具体的に検討する必要があり、まず、立地や老朽化などの施設の状況や補助金の活用状況という基礎データの整理に取りかかりたいと考えておりま

す。その後、新たに学校跡地利活用の検討委員会を設け、民間譲渡であれば譲渡条件等の検討、それに向けた民間の意向調査などを進めてまいりたいと考えているところでございます。

○9番（大六野一美君） 教育長、先のことを考えていらっしゃるようですので、やっぱり閉校になりました、それから意見じゃなくて、閉校になるというのはもうほぼ既成事実として、100%閉校になるわけですから、生徒がおらんわけだから、そういう事実に基づいての閉校ですから、次にどういう利活用ができるのかを今から模索をし、その方向に進んでいくべきだという思いで質問をしております。

このことについては、進まなければまた次の機会にすることとして、2番目のふるさと納税寄附金の使い方についてであります。

財源不足の中で、ちまちまといろんな項目に使われていることは知っておりますけれども、納税者の方々から「少なか寄附金じゃつどが、いけん使っちゃつとけ」という問いを受けます。

そうしますと、何ていう答えはないんですよ、市長。8億円の基金があるわけですから、ここ2年ね。だから、やっぱり財源不足に充てるにも、これ必要なことなんでしょう。しかし、ちまちまと充てて、辛抱してもらうところは辛抱してもらわないかんですよ、市長。やっぱり寄附、納税をしてくれた人たちの思いも考えると、ふるさと納税でこれできちやうんだという一つの柱を、年に1億円でもいいじゃないですか、それを何年か積み立てて、これは寄附者皆さん方の善意で建てられたもんなんだというしっかりしたものを。

どこでもありますように、成功しているときは、首長の、あるいはリーダーのリーダーシップですよ。だから、市長、そこらは腹を持って、ふるさと納税をこれに、今年1億円、来年1億円という、ふるさと納税の制度化があるうちはこうするんだというぐらいの心意気を持って、僕はやるべきだ、納税者の意向を聞くとね、というふうに思いますが、いかがですか。

○市長（中屋謙治君） その前に、まずは、現状を少し説明をさせていただきたいと思います。

ふるさと寄附金の活用につきましては、寄附の申込みの際に現在四つの活用分野という、これを示して、どの分野希望されますかという、そういうことを寄附の段階でいただいております。

具体申し上げますと、一つが産業振興・地域活性化に関する事業、二つ目に健康福祉の関係、三つ目に環境・景観、四つ目が教育文化、この四つを示して、どの分野に充ててほしいですかという、このことをお聞きしながら寄附をいただいているという、こういう現状がございます。

そして、予算編成において、必要性、優先度、こういうものを事業を選択し、そして、事業に充当する際、その寄附者が選んだ活用分野の希望割合、こういうものも勘案しながら、財政のほうで寄附金を充てているという、こういう現状でございます。

ちなみに、令和5年度は、人口減少・少子化対策、喫緊の課題だという、こういう考え方の中で最重点施策として位置づけ、ふるさと寄附金をこの人口減少・少子化対策で約1億円充当をした、こういうことで、まずは現状を御理解いただきたいと思います。

そして、おっしゃいますように、これを細かく細分化するんじゃなくて、目に見える形でふるさと寄附金を充てたらどうかという、こういう御意見であります。

私どもとしても、今回のこの一般質問、議員の提言を受けながら検討する中で、いわゆる目玉事業を設けて、そして、目玉事業に特化する形でふるさと寄附金を充てるということはどうだろうかという、こういうことで検討をいたしました。

考えられることとして、まず、寄附者のほうからしますというと、寄附金の使い道が見えやすくなり、その事業を通じていちき串木野を応援しようじゃないかという、そういう寄附のきっかけづくりになるのかな、ひいては、寄附金の増加、このことにつながっていくんじゃないか、このことが、寄附者のサイドから期待できるよねという、そう考えたところでございます。

そして、市のほうからしますと、この目玉事業を通じて市の取組、その特色であったり魅力であったり、こういうものが寄附者に伝わって、市のPRに

もつながり、そのことがひいては移住・定住、交流人口の増加、こういうことにつながっていくんじゃないのかなと、こういうことで協議、検討したところでございます。

したがいまして、次の予算編成に向けた形で、そういう目玉となるような事業、アイデア、これをみんなで出そうじゃないかと、そういうことを内々話をしたところでございます。議員からも、ぜひそのようなアイデアがあれば御提言をいただければありがたい、このように思うところでございます。

○9番（大六野一美君） 少子化に約1億円使ったと言うけれど、少子化の中でも分割をして使っているんで、やっぱり結果を出すには、大きく何年かして、これをしたからこういう結果になっていますと胸を張って言えるように結果を出さないと、ただ少子化に約1億円使っても、その少子化についてもちまちまです。

だから、そういう意味では、いいんですよ、今、喫緊の課題なんだから、少子化に。だから、やっぱり効果のあるようなものにどんどん。そして何年か後には結果出す。そういうやり方をやらないと、財源不足を、ただあれに5年にちょっとずつする少子化対策では効果があるのかな。

市長が言われるのは分かるですよ。今、少子化対策に約1億円。だけれども、1億円の中身って使い方ですよ。だから、もう何年になりますか、このふるさと納税始まって、効果の何か色でも見えますか。やっぱり大きくどンドンとやって、何年か後にはそれなりの。もちろん寄附者の思いがあるということも知ってます。

だから、四つあったらどれかに丸をするのは、これ世の常なの。それはそれで尊重しないといかんけれど、本市がよくなるための方策はどれなんだということを考えますと、もうちょっと頭を巡らせてもいいんじゃないのかなというのが私の思いです。やっぱりこういうところも、市長、見解の相違が大きいですかね。

○市長（中屋謙治君） 繰り返しになるかもしれませんが、現状、これまではこういうことでしたということで、冒頭、前段のほうお話をさせても

らいました。

そして、今回、議員の質問と通告を受ける中で、内部でやはり目玉事業を設定し、そうすることでこういう効果が期待できるよねと。先ほど申し上げたように、寄附者の側から、あるいは市の側から、そういうことで、来年度予算編成に向けて寄附者が寄附したくなるような、そして市のPRとなるような、そういった目玉事業というものをみんなで考えていこうじゃないかと、こういうことを先ほど申し上げたつもりでございます。ぜひ御理解いただいて、そして議員にもぜひアイデアをいただきたいと思いません。よろしく願いいたします。

○9番（大六野一美君） みんなで出し合うのはいいですけど、最終的には市長の強いリーダーシップなんだ。職員は意見は言うても、こうしようという決定権はないわけだから、皆さん方の意見と御意向を踏まえながら、これでいこうじゃないかと。それは、市長、あんたにしかできないんですよ。やっぱり後ろ姿を見せながら、どんどんえいという方向で引っ張っていく。それが市長の任だと思っておりますが。

先ほどのいろんな地区の皆さんの意見も、あれが市内の意見、それは当然です。正直な段階では当然ですよ。だけれども、それを掌握した中では、いや、今回はこれでいく、ここ二、三年これをして結果を出そうぐらいの強いリーダーシップがないと事は成就しないというふうに思っています。

今朝もいろいろありましたけれど、先進地に行っているいろいろ学ぶ中で、最終的には首長の強いリーダーシップですよ。相生市なんかは、職員も議員もほとんど反対だったらしいですけど、市長がふるさと納税1億円ちょっと、基金5,000万円、これを全部、給食無償化にするんだ。今は国がもう全部無償化の方向で進んできていますけれど、もう10年以上前かな、地理的条件がよくて京都に近い、大阪も近い、そういう条件下の中で人口が減らんかった。それは、ちなみに、給食無料化が大きく影響してる。当時の説明した部長は「私も反対でした」と。最初は反対でした。だけれども、市長がいや。そして、今、結果が出て、誰も何も言う人はおらん。

だから、市長、自分で信ずる道をよかと思ったなら意見の集約をしながら。そして、後ろ姿を見せて走ればいいんですよ。市長が走らん職員も走れないんですよ。だから、同じところをとんとんとんとたいて、前に進まない。

そういう意味では、市長、やっぱり機関車のようにどんどん引っ張って、いい本市をつくるように努力してくださいよ。

○市長（中屋謙治君） ありがとうございます。力強い言葉をいただきました。

先ほど申し上げましたように、来年度に向けて、寄附者が寄附をしよう、そして市のほうも、このことが市のPRになる、そういった意味で、給食の無償化がいいのかどうかというのは、これはもう別問題として、そういった目玉事業を、ぜひ本市ならではの、本市の特色、魅力を活かす、そういったものが前面に出せるような、そういった目玉事業を考えていきたいと思っておりますので、ぜひお力ください。よろしく願いいたします。

○9番（大六野一美君） そういう言い方をされますと、見解の相違がないのかなとつい思いまして、次の言葉が出ないですが。

じゃあ、ちょっと余談になりますけれど、先日、職員から相談がありますということで聞きました。県外から16人、何かの友達が来ると。それで、市内に泊まらせて焼き肉を食わせたいと。ステーキを30枚いけんかなりませんか。俺は肉屋じゃないとはいものの、最終的なその経費は誰が持つのよ。私も行ったときに世話になるから、宿泊代はみんなが払いますけれど、この分は私が持ちます、分かったと。あんたがそれだけの男気があったら準備をしようということで、非常に好評で、「またふるさと納税も増えると思います」という報告をいただきました。

だから、みんなそういうことで、自由に使える金として一生懸命なんですよ。だから、そういう元気のいい職員もおりますので、我が身銭を切ってもやっぱりして、そして本市のために、ひいては。そういうやる気のある職員もおるということを申し添えておきます。

若干、途中で、市長の返事で、ちょっと言葉を失

いました。だから、それをまた蒸し返して質問するものも、これいかがかなと思いますので、今日はこれぐらいでやめますけれど、動きによっては、また。皆さん、3時前で早よやめんかという声は聞こえませんが、気持ち聞こえてきている。

だから、そういうことで、担当課長、またいずれ進捗がなければ、今度は厳しい追及をするつもりであります。

△日程第2～日程第10

議案第50号～議案第58号一括上程

○議長（濱田 尚君） 次に、日程第2、議案第50号から日程第10、議案第58号までを一括して議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

○市長（中屋謙治君） 本日、新たに提案いたしました決算認定議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

令和4年度一般会計及び特別会計の決算については、先に会計管理者から決算書の提出がありましたので、監査委員の審査に付し、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を得るため提案するものであります。

令和4年度は、四半世紀にわたるデフレ経済からの脱却、急速に進行する少子化への対応、気候変動や新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた持続可能な経済社会の構築など、意識の変化や社会変革を求める構造的な課題に直面しておりました。

そのため、国はこうした歴史的、構造的な変化と課題の克服に向け大胆な改革を進めることにより、新時代にふさわしい経済社会の創造へ取り組んでいるところであります。

また、持続的な成長と分配の好循環の実現に向けて、物価や経済の動向を踏まえ、今後も機動的な経済財政運営を行うこととしております。

本市においても、今後の経済社会を見据えた地方創生の推進により個性と活力ある地域経済に再生し、次世代に持続可能な財政基盤を引渡していくため、行財政改革を進めつつ総合計画の基本方針に沿って、

重点的、効率的に施策を推進してまいりました。

令和4年度の本市の主要事業としましては、新型コロナウイルス感染症及びエネルギー・食料品価格などの高騰の影響から、市民の健康や生活、地域経済、雇用を守るため、ワクチン接種の推進のほか、子育て世帯や住民税非課税世帯等に対する給付金の給付、プレミアム付商品券発行などによる事業継続支援、緊急支援金の給付など各種事業に加え、防災体制充実のため防災資機材等の整備や要配慮者支援台帳システムの更新を実施し、安心して暮らせるまちづくりに取り組みました。

また、新工業団地の候補地の決定、MINATOよりあいオフィスの活用により産業基盤の整備及び新しい働き方の創出に取り組んだほか、洋上風力発電事業に関する調査研究及び理解促進事業を実施し、再生可能エネルギー導入促進に向けた理解促進を図ったところであります。

少子化対策、子育て環境の整備としては、不妊治療の市独自助成や、出産・子育て応援給付金の支給のほか、子育て世代包括支援センターによる妊娠・出産・子育てまでの切れ目ない相談支援を実施しました。

さらに、マイナンバーカード取得の促進や行政手続のデジタル化のほか、市民生活の各面にわたる事業を実施するとともに、企業誘致、ふるさと納税推進を図り、おおむね所期の成果を収めた上で、令和4年度全ての会計において収支の均衡を保つことができました。

本市の財政は、今後も厳しい状況が見込まれ、人口減少、少子高齢化、エネルギー・食料品価格などの高騰による影響を受ける市民の質的満足度を高めるため、戦略的な取組が求められております。

今後の財政運営に当たりましては、これまで以上に事業の選択と集中を実践するとともに、社会変革を的確に捉え、国、県の動向等を見極めながら、官民一体となって対応する必要があります。

市民の皆様への行政サービスを安定的に提供していくため、引き続き行財政改革を進め、持続可能な自治体として健全財政を堅持していく考えであります。今後とも市議会並びに市民の皆様のご理解と御

協力をお願いいたします。

それでは、各会計の決算状況について説明を申し上げます。

まず、議案第50号令和4年度いちき串木野市一般会計決算認定について申し上げます。決算の収支状況は、収入済額182億317万1,419円、支出済額7,734万6,548円で、歳入歳出差引額は7億2,582万4,871円となりますが、繰越明許費繰越額を差し引きますと、実質収支額は6億6,259万9,871円となります。

令和4年度の歳入決算額は、予算現額に対し7億903万6,581円の減、前年度と比較すると3.3%の減で県支出金が増となった一方、地方交付税、国庫支出金、繰入金及び市債が大幅な減となっております。

歳出では、1億6,546万1,000円を翌年度に繰越して、12億6,940万452円の不用額が生じ、歳出決算額は前年度と比較すると2.9%の減であります。

性質別の増減を見ますと、義務的経費は、子育て世帯や住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等により扶助費が減となっております。投資的経費の普通建設事業費は、資源循環型畜産確立対策事業及び活動火山周辺地域防災営農対策事業等により増となっております。

次に、議案第51号令和4年度いちき串木野市国民健康保険特別会計決算認定について申し上げます。

決算の収支状況は、収入済額41億450万941円、支出済額40億5,049万4,749円で、歳入歳出差引額は5,400万6,192円となります。

令和4年度は、引き続き、生活習慣病重症化予防対策や地区単位で受診率向上を目指す健康づくり事業を行うなど、保健事業に重点的に取り組み医療費の抑制を図るとともに、国民健康保険税の収納率向上に努めております。

次に、議案第52号令和4年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計決算認定について申し上げます。

決算の収支状況は、収入済額、支出済額ともに13万9,719円で、歳入歳出同額であります。

次に、議案第53号令和4年度いちき串木野市介護保険特別会計決算認定について申し上げます。

決算の収支状況は、収入済額38億193万354円、支出済額36億1,425万8,391円で、歳入歳出差引額は1億8,767万1,963円となります。

令和4年度は、引き続き、介護予防・日常生活支援総合事業として、高齢者元気度アップポイント事業及びころぼん体操などを行うとともに、在宅医療・介護の連携推進や生活支援コーディネーターの配置など、地域包括ケアシステムの構築を図る取組を実施しております。

次に、議案第54号令和4年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計決算認定について申し上げます。

決算の収支状況は、収入済額5億892万2,724円、支出済額5億806万8,224円で、歳入歳出差引額は85万4,500円となります。

次に、企業会計の決算剰余金の処分について説明を申し上げます。

議案第55号令和4年度いちき串木野市水道事業剰余金の処分について及び議案第57号令和4年度いちき串木野市下水道事業剰余金の処分については、決算により生じた剰余金をいずれも減債積立金に積み立てていることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、企業会計の決算認定について説明を申し上げます。

企業会計の決算につきましては、監査委員の審査に付し、地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定を得るため提案するものであります。

議案第56号令和4年度いちき串木野市水道事業会計決算認定について申し上げます。

水道事業会計の収支状況は、収益的収支において、収益的収入額6億4,160万6,000円、収益的支出額5億9,227万8,710円、収支差引4,932万7,290円の当年度純利益を生じております。

資本的収支は、資本的収入額2億8,136万9,832円、資本的支出額5億6,041万2,070円で、収支差引2億7,904万2,238円の収入不足となり、この不足額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分及び当年度分の損益勘定留保資金をもって補填しました。

令和4年度は、八房、陣ヶ迫地区等の配水管布設替工事、耐震化事業などを実施しております。

次に、議案第58号令和4年度いちき串木野市下水道事業会計決算認定について申し上げます。

下水道事業会計の収支状況は、収益的収支において、収益的収入額5億1,306万8,270円、収益的支出額4億8,163万5,208円、収支差引3,143万3,062円の当年度純利益を生じております。

資本的収支は、繰越資金を除く資本的収入額1億5,654万2,250円、資本的支出額3億6,812万87円で、収支差引2億1,157万7,837円の収入不足となり、この不足額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分及び当年度分の損益勘定留保資金をもって補填しました。

令和4年度は、串木野クリーンセンターのストックマネジメント計画の建設工事や調査業務委託などを実施しております。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（濱田 尚君） これより質疑に入ります。

まず、議案第50号令和4年度いちき串木野市一般会計決算認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第51号令和4年度いちき串木野市国民健康保険特別会計決算認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第52号令和4年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計決算認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第53号令和4年度いちき串木野市介護保険特別会計決算認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第54号令和4年度いちき串木野市後期

高齢者医療特別会計決算認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第55号令和4年度いちき串木野市水道事業剰余金の処分について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第56号令和4年度いちき串木野市水道事業会計決算認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第57号令和4年度いちき串木野市下水道事業剰余金の処分について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第58号令和4年度いちき串木野市下水道事業会計決算認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

ここでお諮りします。

ただいま議題となっている議案第50号から議案第58号までの議案9件については、議長及び竹之内勉監査委員を除く議員14名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号から議案第58号までの議案9件については、議長及び竹之内勉監査委員を除く議員14名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時59分

再開 午後3時12分

○議長（濱田 尚君） 休憩前に引き続き、会議を

開きます。

休憩中に決算審査特別委員会を開催し、決算審査特別委員会委員長に松崎幹夫議員が、副委員長に中里純人議員が選任されましたので、報告いたします。

以上で本日の日程は終了しました。

△散 会

○議長（濱田 尚君） 本日はこれで散会いたします。

散会 午後3時13分